

平成26年6月16日（月曜日）

第2回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

平成26年第2回松島町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（14名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 澁谷秀夫君 | 2番 | 赤間幸夫君 |
| 3番 | 櫻井靖君 | 4番 | 片山正弘君 |
| 5番 | 後藤良郎君 | 6番 | 小幡公雄君 |
| 7番 | 高橋幸彦君 | 8番 | 今野章君 |
| 9番 | 太齋雅一君 | 10番 | 色川晴夫君 |
| 11番 | 菅野良雄君 | 12番 | 高橋利典君 |
| 13番 | 阿部幸夫君 | 14番 | 櫻井公一君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | |
|----------------------|-------|
| 町長 | 大橋健夫君 |
| 副町長 | 高平功悦君 |
| 総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 | 熊谷清一君 |
| 財務課長 | 舘山滋君 |
| 企画調整課長兼 企画調整班長 | 亀井純君 |
| 町民福祉課長 | 阿部利夫君 |
| 健康長寿課長兼 高齢者支援班長 | 本間澄江君 |
| 産業観光課長 | 阿部礼子君 |
| 建設課長 | 中西傳君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 安部新也君 |
| 水道事業所長 | 櫻井一夫君 |
| 危機管理監兼 環境防災班長 | 阿部祐一君 |
| 震災復興対策監 | 小松良一君 |
| 参事兼産業振興班長 | 伊藤政宏君 |

| | |
|---------------------------------|-----------|
| 参 事 兼 まちづくり支援班長兼 震災復興対策室長 | 千 葉 繁 雄 君 |
| 参事兼建設班長 | 赤 間 春 夫 君 |
| 総務管理班長 | 太 田 雄 君 |
| 教 育 長 | 小 池 満 君 |
| 教 育 課 長 | 櫻 井 光 之 君 |

事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 進 主 事 阿 部 友 希

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 6 年 6 月 1 6 日 (月曜日) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〃 第 2 議案第 5 4 号 松島町町税条例等の一部改正について
- 〃 第 3 議案第 5 5 号 児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 〃 第 4 議案第 5 6 号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 〃 第 5 議案第 5 7 号 指定管理者の指定について【高城コミュニティセンター】
- 〃 第 6 議案第 5 8 号 大郷町の公の施設の設置に関する協議について
- 〃 第 7 議案第 5 9 号 工事委託に関する協定の締結について
- 〃 第 8 議案第 6 0 号 工事請負契約の締結について
- 〃 第 9 議案第 6 1 号 工事請負契約の締結について
- 〃 第 1 0 議案第 6 2 号 工事請負契約の締結について
- 〃 第 1 1 議案第 6 3 号 工事請負契約の締結について
- 〃 第 1 2 議案第 6 4 号 工事請負契約の締結について
- 〃 第 1 3 議案第 6 5 号 工事請負契約の締結について
- 〃 第 1 4 議案第 6 6 号 平成 2 6 年度松島町一般会計補正予算 (第 2 号) について
- 〃 第 1 5 議案第 6 7 号 平成 2 6 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 〃 第 1 6 議案第 6 8 号 平成 2 6 年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 〃 第 1 7 議案第 6 9 号 平成 2 6 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算 (第 1 号) について

〓 第18 議案第70号 平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

て

〓 第19 議案第71号 平成26年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第2回松島町議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。松島町高城[REDACTED]です。

なお、11番菅野良雄議員でありますけれども、病院での定期検査のため本日遅刻する旨の届け出がありましたのでお知らせいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、10番色川晴夫議員、12番高橋利典議員であります。

日程第2 議案第54号 松島町町税条例等の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第2、議案第54号松島町町税条例等の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 事前に聞いておけばよかったのですが、聞いておりませんので、数字だけお聞きしたいと思います。今回の税条例の改正の主な点、1つは軽自動車税の税率の見直しと、それから地方法人課税の偏在是正、こういうことになるわけですが、軽自動車税率の見直しによってどのぐらいの負担増が見込まれるのか、その辺についてお聞きしておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 担当課長から答弁させます。

○議長（櫻井公一君） 舘山財務課長。

○財務課長（舘山 滋君） 軽自動車に関しましては、重課、重い税金というものがあります。

これは車検、新規登録、その年数によって異なるもので、まだそこまでの詳細なデータはつかんではおりませんが、今の時点で申し上げますと、来年度においては約100万円ぐらい見えるものと見込んでおります。あと、28年度以降は先ほど言いましたとおり重課の問題

がございますけれども、ちょっと同じような回答なんですけれども、つかんでおりませんので、それはちょっとまだ申しわけないですけれどもお答えできません。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。13番阿部幸夫議員。

○13番（阿部幸夫君） 今回の税金の改正ということで、私自身もやっているのですけれども農耕用作業車、自動車税であると道路財源ですよ。一般的には農耕用の自動車といいますかその辺は余り町道等の利活用はないような形で、今回が1,600円から2,400円に改正されるという形で、その辺、私自身も何かそんなに町道とか走っていないのに、排気量とかそういうもので一様にただ上げていくのかと。利用頻度というのはかなり少ないような形をして、今回の改正がちょっと何というか、この辺理解がし切れないものもあるのですけれども、その捉え方というのは国からのそういう改正ですからそういう形にするのか、また町としてこのような特例策とかそういうものまで考えているのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 基本的にはこういう税金に関しましては、地方税法の中で決めるということで税率的なものは決まっております。それで、ご質問があった「道路を走らないんじゃないか」ということなんですけれども、道路を走る走らないにかかわらず、工場内でも動かせば当然排気量とか出ますので、そういう兼ね合いもありますので、大変申しわけございませんけれども課税にはなります。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。ほかに質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。それでは、反対の立場から討論させます。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 議案第54号松島町町税条例の一部改正について、反対の立場から討論したいと思います。

今回の条例改正の主な点は、ただいまの質疑でも、また説明時でもありましたように軽自動車税の税率の見直しと地方法人課税の偏在是正と、こういう内容であります。

反対の大きな理由は、軽自動車の税率の見直しの点であります。現在、最低税率の原付バイク、こういったものについて1,000円については2倍の2,000円に引き上げ、それ以外については税率を1.25倍ないし1.5倍に引き上げる内容であります。この軽自動車税の引き上げは、もともと自動車業界の要望に応じて自動車取得税の税率の段階的引き下げとその廃止に連動するものとなっております。自動車保有台数全体の約4割を占める軽自動車の税率を引き上

げることは、交通の便の悪い地域、地方、また住民の通勤手段、交通手段などに一層の負担を求めるといことにつながってまいります。このことは、住民の足、庶民の足を奪うことにつながっていくのではないかと考えるところであります。

また、軽自動車は若い人や高齢者また中小商工業者など、比較的所得・収入の少ない方々が利用されている傾向が強いのではないかと、このように思っております。これは庶民増税につながるものであって、消費税と同様に逆進性の強い税体系に導いていくことにつながるのではないかとこのように懸念するところでございます。

国におきましては、最近も法人税の引き上げ方針を打ち出しました。先日の新聞報道では、トヨタなどは2012年までの5年間で法人税ゼロと、こういうことで税金を納めていないというようなことの報道などもありましたけれども、大企業や富裕層の税負担は軽く、庶民には重い負担を求める、こういう税制は改めていかなければならないというふうに考えるものであります。

今回のこの条例改正は、地方税法の一部改正に伴う改正でありますけれども、こうした立場からこの条例の改正に反対するものであります。終わります。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。賛成者おられますか。

（「なし」の声あり）じゃあ、討論なしでよろしいですか。討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第54号松島町町税条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第55号 児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議案第55号児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。3番櫻井靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ちょっとわからないのでお聞きしたいのですけれども、公園の名前の決め方というのはどうなっているのでしょうか。お願いいたします。

- 議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。
- 町長（大橋健男君） 担当課長から答弁させます。
- 議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。
- 町民福祉課長（阿部利夫君） 公園の名前なのですが、一応その地区に親しまれる、わかりやすいというふうな名前で、小字で親しまれているその名前でこの児童公園を一応決めさせていただきます。
- 議長（櫻井公一君） 櫻井議員。
- 3番（櫻井 靖君） もっと親しまれるように公募という感じをとって、ちょっとその地域の人もっと親しみのある愛称であるとか、そういうふうなのは考えられないでしょうか。
- 議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。
- 町民福祉課長（阿部利夫君） 児童公園の場合は、一応これまでも設置してまいりました。そのようなところで、全体的に小字あたりをその名前に入れさせていただいて設定しているところをごさいますて、その愛称まではちょっと考えておりません。
- 議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。4番片山正弘議員。
- 4番（片山正弘君） 今回できる城内の児童公園等についてですが、あの地域は線路に近いということもありまして、交通の問題、安全性の問題等について、地域との代表の方とか、この公園を管理するに当たってどのような対応をしているのかお聞きしたいと思います。
- 議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。
- 町民福祉課長（阿部利夫君） あの公園はJRと接続している部分があります。そして、JRなどのほうとはそれを協議させていただいておりまして、あそこのフェンスです。その高さを保って、JRのほうに線路側に危なくないようなフェンスの構え。そして、その管理等については地元濱田区長さんあたりに相談をさせていただきました。あそこができますよと。管理についてはこちらでやるのですが、その利用について、これからその公園をぜひとも多くの方に使っていただきたいということでは、お話をさせていただいているところがございます。
- 議長（櫻井公一君） 片山議員。
- 4番（片山正弘君） かなりあそこは交通も渋滞するところでもありますし、踏切も近いということでありまして、小さい子供さんが、駅、ホームに近い踏切ということで、常時あそこは遮断されている時間帯が長いところでの踏切ですので、その点を含めて十分に安全の管理等についてご指導していただきますことを要望しておきます。

○議長（櫻井公一君） 次に受けます。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今、片山議員と同じような質問をしようと思っていたのですが、そこです、あそこの城内の土地区画整理をやるということになった段階で、その児童公園の位置の問題です。当初から、私もやっぱり安全の問題で、あのように線路に近い、あるいは踏切があって安全上どうなんだろうというような気がするのですが、児童公園の位置としてこの場所ではだめだと、もっと別な場所を提供できないのかというような話はならないのかどうか。その辺の経過についてお聞かせいただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） あそこの位置は、区画整理の中で公園、緑地帯とかいろいろの中でなったということなので、実際その時点での位置関係を行政と区画整理組合でどうしたかというのは、今ちょっと調べてみないとわかりませんが、行政としては当然あの調整池も線路の近くなんですけれども、あの児童公園も好ましくないというのは当然認識しておりますけれども、じゃあそのときどうしたかというのは今ちょっと、会議録とか確認しないと答えられないところです。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 会議録がないというか、あの当時かかわっていた方はいらっしゃるのでしょうか。当然。その辺、企画の課長さんとかその辺わかっていらっしゃる方はいないんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際、企画課長も前、教育課長の前は企画課長ということだったのですけれども、あそこを設定するときは時間が長かったと。期間が長くて完成して、解散が最近になったということで期間が長いので、企画課長も内容は今のところ明確に答弁できるところではないということです。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうすると、あそこはいつごろ児童公園の用地として確保されたのですか。

○議長（櫻井公一君） ちょっとここで質疑を中断して、暫時休憩します。

午前10時15分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

答弁させます。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今、平成8年に事業認可を受けているということで進んでいたということで、当時の課長であれば都市計画課という組織がありましたけれども、西塚課長で、担当が伊藤克美ということで、二人とも退職なさっているということなので、若干書類を見てからでないかと答えられない面があります。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ここでつまずいていてもしょうがないので、前に進めるようにしたいと思うのですが、ぜひ、ちょっと経過。あそこをつくる時は、たしか坂東町長さんの時代だったんですよね。私らも随分あそこの川に橋をもう1本かけて、帰命院に行く道路も含めて利便性のいいものにしたらいんじゃないかと、そういう議論もさせていただいたといふうに記憶をしているんですが、ただ児童公園があそこの場所というふうには全然記憶していません。あそこに分譲のための事務所があったのはもちろん知っていますけれども、そこがこの児童公園の位置になるという認識はなかったものですから、いつの時点でその児童公園の用地として確保されたのかということがわかればいいかなということで、今ちょっと質問させていただいたところです。

ぜひ、その経過について、後で回答いただければ結構ですので、よろしく願いしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第55号児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

ここでお知らせいたします。10時20分、菅野議員が席に戻っておりますのでお知らせさせていただきます。

日程第4 議案第56号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第56号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 今度、高城のコミュニティセンターを新たに建設したということで、それを加えて現在の公会堂を廃止すると、こういうことになるわけですが、その条例の別表の備考欄のところに、「施設を分割して利用できる場合は、それぞれに上記金額を適用する」と、こういうことで新たに項目が出たわけですが、施設を分割して利用できる施設、集会所というのは、今回の高城コミュニティセンターだけなのか、それ以外にあるのかどうか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 担当課長から説明させます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 今回の条例、高城コミュニティセンターで今回の条例を新たに制定する段階で、この別表2を加えさせていただきました。それで、結論を先に申し上げますと、別表2のほうについては高城コミュニティセンターということで、ほかの施設には考えておりません。それで、高城コミュニティセンターにつきましては、ほかの集会施設が三十何カ所あるわけですが、その集会施設は今1つの条例で今まで管理、指定管理等々やってきたわけですが、そういう中で今回その規模がちょっと違う規模のものをこの1つの条例の中で取り込むにしてはちょっと何か工夫が必要ではないかということで、ちょっといろいろ内部でも検討させていただいて、施設もそんなに、部屋数も大きく4つあります。そういうこともありまして、そこでこういう文言で整理をさせていただいております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 高城コミュニティセンターだけということの解釈だというお答えなのかなと思うのですが、「施設を分割して利用できる場合は」という書き方ですと、施設を分割して利用できる施設についてはこういう料金を適用することができるというふうになるわけですね。例えば、上竹谷の生活センターです。あそこも2つか3つぐらいに部屋が分かれていると思うんですよ。そうしますと、小さいほうは別の団体、もう1つは別の団体と、

こういうときにもそういう料金なのか。その辺が施設によっては全部出てくるのだと思うので、どういうふうにその辺を考えているのか。全く今の答弁だと高城コミュニティセンターだけだよというふうになるのですが、それ以外の場合はどうなのかと。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 確かにほかの施設で今名前が上がったところには、和室があつて洋間があつてという、極端な話をしますと、そういうところをもし使うところが出てきた場合には、料金としては別個というふうを考えられます。

ただ、指定管理の場合、そこにいろんな利用の減免とかいろんなことが、一応それが地域にマッチした各施設ですので、そういうことも一応加味しております。大体は地域として利用する場合には、その減免制度とか何かを利用していただくという形ではあります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） だから、別団体が借りるときはいいですよ、それでも。同じ団体が1つの建物を全部借りるといったときに、高城コミュニティセンターでいけば4部屋あるから午前中、例えば9時から13時まで3,000円で借りたと。4部屋全部借りるとなれば1万2,000円になるわけでしょう、この考え方からいくと。そうすると、垣ノ内だとか、あそこも和室と板目のところがありますよね。それを全部借りたというふうになると、この書き方だとそういうところもその倍の金額を払っていかないといけない状況になるのではないかと、こういうことなんですよ。

ですから、この書き方としてこれで十分なのかと。もっと、高城コミュニティセンターなら高城コミュニティセンターについてはそうだという書き方にしておかないと、ほかの集会所についても適用されるんじゃないですか、このままだと。そう思うのですけれどもいかがですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際は、これは条例の中で上限ですから。上限で、町として上限で3,000円。ただし、分割してと。「いや、違うのではないか」ということなんですけれども、コミュニティセンターの高城だけをどうたうのではなくて、今後も同じような施設がふえてくる可能性もあるということも想定して、条例の中でと。ただし、条例の中で、これが限度額ですから、あとは高城集会所はこの後出てきますけれども、ほかの施設は何千円とか3,000円に満たないところ、あとは減免とかと、地元の方が使う場合とかということなので、あとは指定管理者のその指定者にお任せするという形であつて、あくまでも上限ですから。

（「わかります」の声あり）十分理解して、じゃあここにコミュニティーを入れたらということはありませんけれども、私たちは今後、条例の中でほかのもふえると。じゃあそのときにまたつけ加えればいいのではないかという考え方もありますけれども、私たちは高城区の区長さんとも話をして、全体的に大きいと。今までの集会施設の数倍以上の施設だということになれば、いろんな団体が使うであろうということも想定されるということでこういう形になりました。

じゃあ、上竹谷とか垣ノ内も、和室とあるのではないかということはありませんけれども、ほかのところも全部分断されています。ただ、あそこをオープンで使うと、分割でなくて多分オープンで使うのが普通ですよ。こじつけだと言われても、そういう形で使っていると。住民懇談会でも全部オープンで使っていますから、分割して、ただ2つの団体が使った場合は当然適用になります。AとBとがふすまを閉めてやれば、それぞれに適用になると。あとは減免するかどうかはその指定管理者の団体の適用ということになると思います。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） だから、この2のところでは、「施設を分割して利用できる場合はそれぞれに上記金額を適用する」と言っているんですよ。垣ノ内は、例えば板目のところと畳のところと分かれていますよ、2つに。要するに、あそこは分割して使えるんでしょう。それで、同じ団体が両方とも借りたときは、それぞれの部屋について料金を課すという記述ですよ、これは。言ってみれば。だから、指定管理者が勝手にというか、自分の判断で料金は設定できると、減免もできるとは言っているんですけども、条例でこういうふうになっていれば、そういう取り方も可能だということになってくるんですよ。そのところを言っているんですよ。料金がどうのこうのじゃなくて、取ることが可能になっているから、そういう場所についてもそういう運用ができるのではないかと。それは、今までの運用から考えると違うのではないかと思うので、私は聞いているわけですよ。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） それはそのとおりでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それでこれは、最初のお話だと高城コミュニティセンターなどこれからそういう施設ができるかもしれないと、今そういう答弁なんですよ。そうすると、今までの施設についてもそのとおりだということになると、この条文が適用されていく可能性は認めるといことになるわけね。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 当然、今までの不備な面を改めるということなので、今野議員が考えているように、和室と洋間とがあった場合それも適用されると、あり得るであろう。それは指定管理者のほうで、話し合いになりますけれども、そういうのはあり得るということなので、訂正させていただきたいのは、高城コミュニティセンター、あと今後もありますけれども、じゃあ今までの施設はということも含めてこういう形にしたということです。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） いや、だからそうすると、最初の説明は、これは間違っていたということなのね。それでいいんですね。

○議長（櫻井公一君） 答弁整理、熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 最初に私のほうで、最初の答弁の段階で、「高城コミュニティセンターだけ」というお話をさせていただきましたが、他の施設についてもそういうふうに該当になっているということで、最初の答弁に対しまして改めて訂正させていただきます。申しわけありませんでした。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうすると全ての施設について、こういう利用の仕方になっていきますということになるわけね。このことについて、今現在指定管理者になっている各区にきちんとご相談申し上げたのですか。その辺についてはいかがですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 高城コミュニティセンター以外のところにつきましては、今回相談はしておりません。高城コミュニティセンターの取り扱いだけについて、地区とは相談させていただきました。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） やはり、全体にそうやってかかわってくるものだとすれば、そういう指定管理を受けている方々ともきちんと話し合いをして、少なくとも了解を得た上でこういうものにしていかないとまかないのではないですか。私はそういう点では、やっぱりこの準備というか段取りというか、悪いんじゃないかと思いますよ。今の説明のとおりにするのであれば、当然そういう手続を踏んだ上で提案がなされるべきだというふうに思います。じゃあ、そうではなくて、最初の説明のとおりこれからの施設だけだと、高城コミュニティセンターだけだと、あるいはこれからつくるそういった施設だけだということであれば、それは

それで理解もします。今度は農協のところにも避難施設をつくって、ああいうところも使うのでしょから、分割して使うということがいろいろ出てくると思いますから、あると思います。その辺もう一回、きちんと議論してやってください。いいんですか、それで。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 先ほど答弁しましたように、他の施設については、区については、していなかったということでもあります。その辺については、今お話しされたとおりであります。

それで、他の施設については、今指定管理者として動いているわけですがけれども、戻りになりますけれども、各地区と条例、今回の取り扱いみたいなこういうことにつきまして、各地区とか指定管理者にしている方々と、今後にはなりますが、逆になりますけれども、そういうことでちょっとお話を詰めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） ただ、ほかの施設で指定管理しているところは、次の高城コミュニティセンターのところになっていきますけれども、利用料金の金額、そこが区分所有してありませんから、分割していないということがありますから、今現在では別個にはならないと。次の議案に入りますけれども、高城コミュニティセンター、第57号の松島町高城区から別表で利用料金の金額、室名がありますけれども、高城区はこのように分けて利用料金を設定しております。ほかのところの区が所有しているところは、ここは1カ所ということになりますから、実際どういう適用になるかということ、分割ではなくて1室でということになります。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 「今はなっていないから」と言うけれども、指定管理者のほうから多分そういう意向が上がってくれば、条例上可能だろうという話になるでしょう。そのときに町は認めないというわけにはいかないのではないですか。そういう方向で大体ならざるを得ないだろうし。やっぱり、ここの集会管理の条例が町の一番の法律になるわけでしょう。だから、これに基づいて全てのことはやられるわけですよ。そうすると、可能なことにこれは道を開いているわけね。副町長がそういうふうに答弁しても、将来的には可能なことに道を開いていく条文になっているわけですよ。だからなんですよ。私は利用料金がどうだこうだじゃないんです。考え方の問題としてそういうふうになっていくでしょうと。だからどうなんだということを行っているわけです。

○議長（櫻井公一君） ちょっとお待ちください。答弁整理していいです。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） そのとおりでございます。指定管理者のほうの区から、利用料金で赤字なので分けてしてほしいと言われれば、当然今野議員が言われるとおり、それで条例が上位ですから、それに基づいて話し合いはなされます。そこでどうなるかということであって、今現在はなされていないと。それで、ほかのところは指定管理料で議会にもお示ししているのがありますから、それで1室ということになっていますからそう答えたのであって、当然協議が来れば、この条例の適用で分割して貸したいということになれば、それは可能であると。今野議員の言うとおりでございます。そう認識しております、私たちは。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。それでは他に質疑を受けます。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） ちょっとおくれて来て済みませんけれども、私としては今質疑応答を聞いていてちょっと判断に困るところなので。これはやっぱりほかの皆さんにいけないような気がしたので、やっぱり議会として意思を統一するために、ちょっと時間をとっていただきたいという気がしますけれども。議長のお取り計らいをお願いしたいと。

○議長（櫻井公一君） 今、今野議員の質疑に対しての町の答弁と、どうも少し食い違いがあるようなところがあるのではないかと。そういった経緯の中で、議員さんの採決の前に議員の方々の解釈をとったらいのではないかというご意見でありますけれども、よろしいですか。それではここで、議員間の自由討議にしたいと思しますので、暫時休憩に入ります。（「意思統一」の声あり）いやいや、意思統一ではなくて、内容の確認のために。意思統一ではないですよ。内容の精査ですよ。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） その前にちょっと、この条例は本日議決されれば即有効になりますよね。その後に執行部方はどのように町内のこの集会等に係る指定管理者の方々に対して周知を図るのですか。この辺の方向論も含めて、ちょっとご説明ください。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） まず、高城コミュニティセンターの条例が成ると。議決になれば当然使えると。高城コミュニティセンターは使えると。じゃあ、どこで管理するかということで、次の議案の58号で高城区に任せると、任せたいけれどもどうですかと。議会の議決が成ればそれでやるということで、高城コミュニティセンターが供用開始になると。

じゃあ、ほかの区の方々にはということで、こういう条例になりましたよと。それで分割でやった場合、例えば言われたとおりA団体、B団体に、なかなか入り口が1カ所なので実際使えるかという問題はあると思うんです。上竹谷でも垣ノ内でも、入り口はホールですから。

その奥が和室なので、じゃあ別の団体が使えるかという問題はありますけれども、そういうのもできるということになれば当然分割としてそういうのは条例で認めますから、変更になりますね。協定の変更になりますから、これは当然議会に話し合いをして、こういうのが上がってきていますけれども。今まで議会の承認をもらった指定管理の別表と違って考える方になりますから、それは議会にお示しして、承諾いただければ、改めてその区も同じような形になるというのが今後の経過です。

○議長（櫻井公一君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 議会向けにはそれで話は通じますけれども、指定管理者に現になっておられる区に対して、そういったところに対しての説明責任というんですか、このように今後は取り扱いになっていますからねと、もしですよ、私が住む初原のコミュニティセンターは中に廊下が走っていますから、他の団体と関係なく複数の団体が入って利用も可能な状態にあるわけですから、そういったところについての扱いについても、きちんと区を通じるなりして利用者向けに周知、張り紙等をして構いませんけれども、利用料金についてはそのようにされているわけですから。そういったことについての判断をとちょっと確認しているのですけれども。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 指定管理者である区とかに、直接うちのほうの担当課が区長さんを通じて全部に説明を申し上げます。ですから、初原であれば当然、廊下があってA団体、B団体が使えるというのがあるので、逆に当然これが適用になってもいいのかなと思っています。直接、区の指定管理者である区長さんに話はします。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。ほかに執行部に確認もしくは聞きたいことはございませんか。今野 章議員。

○8番（今野 章君） 何回も済みませんが、私が言いたかったのは、別団体が使うときは当然1部屋500円なら500円なんだよと、それはいいんです。1つの団体が全部1つ借りたとき、500円ではなくて1,000円になるという可能性がこの条例だとあるでしょうと、こういうことなんです。そうすると、実質値上げですよ。今までは基本500円で大体使っているんですよ、そういう場合はね。ところが、これが新しくできたことによって、これは500円ではなくて1,000円にすることが可能になっていくわけですよ。それぞれの部屋について料金を徴収できるわけだから。初原のようにホールと和室があると。それぞれ500円ずつだよということになれば、1つの団体がその建物を全部借りるときは、500円ではなくて1,000円にな

るわけでしょう、今度は。そういう取り方が可能になるでしょうということを言っているんです。だから、A団体、B団体じゃなくて、むしろ逆で、1つの団体が借りたときに割高の設定ができるようになるのではないかということなんです。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） そのとおりでございます。A団体が1つのフロアを使いたい場合は、そのとおりになります。それは間違いございません。（「だから、実質値上げになるのでしょう」の声あり）実質は値上げにはなりません。

ただ、今議会の方々にご承認もらっているほかの施設は、当然次の指定管理者のところの別表とかでなっていますから、適用する場合は当然議会のほうに報告する義務が執行部としてはあるということです。ですから、今現在はないですけれども、A区が、いや、こういうのであれば、じゃあ私たちは分割して、部屋があるんだから、B団体1つが全部を借りたいのだと。いや、今苦しいから値上げしたいんだという話がテーブルにのれば、それはテーブルにのっているいろいろな進めていくということです。

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。なければここで休憩をとります。（「なし」の声あり）

それでは休憩といたします。

再開を10時55分といたします。

午前10時41分 休 憩

午前10時55分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

それでは、先ほどからいろいろ議論されておりますけれども、再度高平副町長のほうから答弁させます。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 私どものほうから資料を提出しました中で、条文に印刷漏れがあったということで、若干時間をいただきたいと思います。

その内容としては、「既設の集会施設（平成26年3月31日現在）には適用しない」という条文で、実際は今回新しく高城コミュニティセンターができましたので、コミュニティセンターからこの分割のところは適用するというような解釈で、その分が大変申しわけございませんでしたけれども漏れていたということでございます。時間をいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） それでは、ここで議案書の差しかえをしたいと思いますが、ご異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

それでは、議案書ができるまで暫時休憩といたします。

午前10時56分 休 憩

午前11時17分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

6月13日付で町長から提出されました議案第56号について、議案書の差しかえの申し出がありました。議案第56号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての議案書差しかえを追加日程第1として議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。議案書第56号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての差しかえを議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議案第56号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての差しかえ

○議長（櫻井公一君） 追加日程第1、議案第56号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての差しかえの件を議題とします。

大橋町長から、差しかえの理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第56号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、一部記入漏れがございましたので、差しかえ方よろしくお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

内容につきましては、副町長から説明させます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 附則のところの施行期日1、「この条例は、平成26年7月1日」その後「（次項において「施行日」という。）から施行する」。その下に経過措置ということで、2項「この条例の施行日前に現に存在する集会施設に係る第10条に規定する利用料金については、なお従前の例による」ということで、今回高城コミュニティセンターを追加したと、公会堂からコミュニティセンターに追加したということで、今までの集会施設は従前の

利用料金が適用になると。ですから、高城コミュニティセンターから改正後の利用料金の適用になるということでございます。大変申しわけございませんでした。

○議長（櫻井公一君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての差しかえについて、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。議案書第56号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての差しかえについては、これを許可することに決定しました。

これより質疑を行います。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第56号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第57号 指定管理者の指定について【高城コミュニティセンター】

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第57号指定管理者の指定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。4番片山正弘議員。

○4番（片山正弘君） 今回、高城公会堂から高城コミュニティセンターというふうに管理者が変わるわけですが、まずこれに基づいて、今既設の高城公会堂等の取り扱い等についてはどのような管理体制になっていくのか、まず第1点お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 担当から説明させます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） まず、既設の高城公会堂の指定管理者については、今年の6月いっぱいまでということにまずなっております。ということで、高城

公会堂については6月で終わり。それから、新しいコミュニティセンターは7月1日以降というふうになります。

それから、今の高城公会堂の今後の取り扱いですけれども、今度は区でもいろいろそれは相談しているわけですが、解体の設計を今発注しております。それで、解体の設計とあわせて、あそこを解体することによって、今ほほえみの家の玄関のところは施設両方使っている形になりますので、あそここのところの新たな玄関のつくりかえの設計も解体とあわせて今現在やっている状況であります。ですから今後、まだ予算はありませんけれども、設計までですけれども、解体の費用等々も今後出てくると。この辺については地区と話を進めさせていただいています。

あと今の施設、高城公会堂のところにスペースができます。ここは今の段階では駐車スペース、そんなに広い駐車スペースはないと思います。一応、駐車スペース。黒舗装ぐらいということで、今考えています。以上です。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） そうしますと、あそこにあるほほえみの家ですか、憩いの家ですか、どっちだっけ。（「ほほえみの家」の声あり）ほほえみの家だったのでしょうか。あそこの管理等については、どのようになっているのでしょうか。今は管理者は同じ、あそこの裏の方かな。あの方が管理されているのだらうと思いますが、今後とも管理者は変わりはないのですか。その辺についてお願いします。

○議長（櫻井公一君） ほほえみの家。本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） ほほえみの家じゃなくて、ふれあいの家になります。

それで、今ふれあいの家の前の桜井さんに管理のほうを健康長寿課のほうでお願いしております。その件については、まだ変わらずいく予定になっております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） そうしますと、先ほど今の現施設等については解体をし、これから新たな設計をされて玄関等も直していくということではありますが、その分で今考えられるのは、旧跡地等については駐車場というふうに今聞いております。高城町は駐車場が少ないからそれは必要かと思いますが、その駐車場の利用方法というのは、ただあそこを駐車場として開放しておくのか、それとも町としてきちんとした管理等も含めた駐車場にしていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 今考えている段階で、あそこは確かに公会堂はなくなるわけですが、ひだまり、ほほえみ、（「ふれあい」の声あり）ふれあいの人たちは、あそこを利用されるということもありますので、一応そういう意味ではきちんとした管理ではなく、そういう方が利用できるような黒舗装、あそこの施設を使う方の利用できる今度は駐車場もできますので、そういう感じで管理していきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） 現に今、あそこは車が3台くらいぎりぎり止められるのでしょうか。その駐車場等についても、実際にふれあいの家を利用されている方じゃない方たちがほとんどとめているのが現にあるような気がします。ですから、利便性からいったらそれもいいのかもかもしれませんが、その駐車場等の管理等についても、十分に考えていただければと。本当に住民のためになる駐車場にさせて開放してもらうのか、利用者だけのための駐車場にするのかということも含めて、その辺をきちんとしていただきたいと思います。

今回の高城コミュニティセンター等についても、あその前に新たに駐車場もできるんだろうと思いますが、前に1回、「高城コミュニティセンターができ上がるとともに駐車場の管理はどうするんですか」というふうに私が質問したときには、何か当面の間はオープンにして、自由に住民のために使わせるのかなというふうなお話も聞いているわけでありまして、今回の新しくできる高城コミュニティセンターも含めて、この駐車場ということをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 高城コミュニティセンターの駐車場も、ふれあいの前の公会堂を壊したところも、当分はオープンにしたいと。要するに、その施設以外で商店街利用の方も、とめてもいいのではないかと思っております。ただ、夜をまたいでとめた場合とかそういうのがありますから、そういうのが往々にして多い場合は、当然チェーンとかで危なくないように、夜チェーンでとめるかどうかというのは、すぐではないですが、そういう台数が多くなればそういう手だてもしたいと。長期の駐車はやっぱり施設のためにもよくないということなので、今のところはオープンですが、そういう形で進めたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） 十分に駐車場等についての管理をお願いしたいと、そのように思います。

どうしてかという、今高城中央広場等に、あそこに防火水槽等があって50トンだったでしょうか。あの防火水槽があるところにも、なるべく住民の方はあそこに車をとめないでほしいというふうに今お話ししているに当たっても、何度かこの件についてもいざ何か問題が起きたときに、あそこに不法の駐車がされていけば消火作業に大変迷惑がかかるだろうと。そのようになったときには、町の責任はどうなんだというふうに、私は随分お話をしていたわけではありますが、その辺も含めて、この駐車場というのは十分に管理をお願いしたいと、私はそのように思います。できればその辺も含めて、管理者と今回受けられる高城区とも十分に協議させていただいて、町のほうとしてもよりよい駐車スペース等も含めた利用方法を考えていただきたい、そのように思っておりますので、要望だけにさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。1番澁谷秀夫議員。

○1番（澁谷秀夫君） 利用料金について、1つ確認させていただきたいと思うのですが、別紙の中で2番の「利用料金の全部又は一部を減免することができる場合は、次のとおり」と、4点あるわけですが、この判断は管理人の方がされるのか、その辺お伺いします。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） この2のほうで記載しているわけですが、基本的に今言ったように指定管理されている方の判断ということになります。一番は4番のその他だろうか、基本的には。それから、（1）から（3）は、これは自動的にどういう団体かすぐわかるわけでありまして。（4）だけについては、指定管理者という形になりますので、基本的には指定管理者の判断ということになります。

○議長（櫻井公一君） 澁谷議員。

○1番（澁谷秀夫君） これまでは高城公会堂、私どもも使用しているのですが、地域の団体ではあるのですが、有料で支払いしているわけですが、例えば商業振興会とかそういうところで会議する場合はいかがになりますか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） その振興会、商業振興会というんですか。ちょっとその細かいところは、その団体はちょっとわかりませんが、まずここで言えるのは、地区とかそういうところの団体になっていれば減免。それで、今までもこのことについては、（2）の全部または一部減免については今までも同じように、これは集会施設の設置及び管理に関する条例の施行規則の文言をそのまま記載しております。ですから、このところが新たに変わったということはありません。ということで、今言われたところ、

今まで料金を払っていたということではありますが、ちょっとその団体はよくわかりませんが、この中にはまれに減免になると。多分、指定管理者はそういう判断をして料金を納めていたのかなというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第57号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第58号 大郷町の公の施設の設置に関する協議について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案58号大郷町の公の施設の設置に関する協議についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） バス停の設置ということになるのですが、前にもどなたか聞いたことがあるかもしれませんが、大郷町の住民バスを松島の町民の皆さんは利用可能なかどうかです。一般乗降客で大郷町の住民の皆さんは1回300円ぐらいの負担で乗車できると、こういうことになっているようなんですが、役場の中に停留所を設けるということになってきますと、川内山崎線だとか、あるいは不来内線、こういうバス路線がどうもあるようなんですが、初原の方とか上幡谷の方とか、あるいは愛宕あたりの方なんかも利用できれば本当にいいのかなということも考えられるのではないかと思うのですが、これは利用が可能なかどうか、その辺どうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 私から直接お答えします。

可能です。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 可能だということで、大変よかったなと思うのですが、そうするとこれは今、知っている方は当然利用されているのでしょうか、可能だということが、松島町民に利用できるような人たちに積極的にこの情報を提供されているのかどうか、その辺についてはどうなのかということと、それから可能だというふうになっている根拠といたしますか、大郷町と何らかの協定というか、内々の話とか、そういうことがあるのかどうか。その辺もしあれば教えてください。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 担当から説明させます。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 松島町の住民に関しても利用できます。ただ、前にご質問がありました料金につきましては、大郷町の方と比較しまして、料金が大人で100円高くなります。あと、小中学生ですと50円高くなりますが、利用は可能でございますし、あと住民への広報につきましても、議会で承認された暁には7月広報でも活用しながら町民向けには広報したいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 大郷町との協定はないか。阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 公共交通でございますので、特に協定とかは不要でございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他に質疑を受けます。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第58号大郷町の公の施設の設置に関する協議については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第59号 工事委託に関する協定の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第59号工事委託に関する協定の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） ちょっと1点質問いたします。4条なんですけれども、経費の負担ということでありまして、今回の協定は総額6億3,380万円、これは入札前の設計費ということでありまして、その共用部分以外の区分所有の割合に応じて40%、60%の割合で負担すると、このようになっておりますが、松島町の負担は協定金額のとおり2億4,620万円となっているわけでありませぬ。そういう中で、これよりふえることもあるのかと。ということは、この次のページに協議変更と。この協定を変更する必要があるときは協議しますよと、こういうことがありますので、そういうことでこの2億4,600万円からふえると、入札の関係でふえるとかなんかということはあるかもしれませんけれども、どうなんでしょうか。これは上限をこの2億4,000万円と言っているわけでございますか。どうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 危機管理監から答弁させます。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 経費の負担につきましては、上限金額を設けておりますので、2億4,620万円を上限としております。ただし、3の中にもありますとおり、「建物建設中に発生しうる突発事故等により建設費用の追加が発生した場合には、甲および乙がその都度協議し費用負担を決定する」とありますので、協議にはなると思いますが、町といたしましては上限を尊重していきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そのようにしていただければ一番いいんですけれどもね。

そういう中で今建設費の資材高騰云々、労務の賃金、いろんなことでいろんな問題が出てきていますね。今度の第五幼稚園もそう。この間テレビを見ていましたら、国立競技場が合わない、解体業者が合わないということで解体が延びたと。これがほかの仕事でも、もうかなり想定されているわけでございますので、その辺です。本当に大丈夫なのかということ。またこういう事態が生じて、また追加ですよなんていうようなことがたまたまあったのでは、やむを得ない部分はあるかもしれないけれども、その辺は十分に考えて予算措置を講じていただきたいと思いますけれども、再度伺います。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 設計金額の算出に当たりましては、設計者のほう

で最新の物価本並びに見積もりを参考に設計してございますので、上限変更が生じるという恐れはないとは思いますが、絶対ないとは言い切れませんので、その辺だけはお容赦願いたいと思います。（「わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） お伺いいたします。この共用部分というふうなのがありますが、これは誰が管理するものになるのでしょうか。これからこの共用施設となることになると思うのですけれども、この黄色い部分で、オレンジですかね、その共用部分の普段の管理はどういう形になるのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 共用部分は、法定共用部分と規約の共用部分とありますけれども、今回は大体法定的な共用部分ということで、当然管理に関しては正式には管理規約をJ Aと取り決めていくということにはなりますけれども、内々にはJ Aのほうに応分の費用ということで、共用部分もJ Aの部分で見ていただけるというのは内々。正式には完成して供用するときに規約を結びますけれども、そういう形で進めております。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） じゃあ、その規約の中で今後内々でしょうけれども、光熱費なんかというのを決められていくというような形でよろしいのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 当然光熱費とかも、2階部分、3階部分であればフロアが一緒のところもありますから、そういうのも管理規約の中で決めていくという形になります。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 駐車場部分の共用もなってくると思うのですけれども、それに関しての建設費というふうなのはこれには含まれていないのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際は建物の底地もJ Aで、松島町では負担しておりませんから、駐車場そのものもAコープも一緒になるということなので、共用部分というのはいわゆる、J Aが全部箱物のところも車をとめるところもJ Aのほうの所有権で、それは当然規約の中にも含めるかどうかということは確かにあろうかと思えます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。ほかに質疑を受けます。4番片山正弘議員。

○4番（片山正弘君） 今回のこの契約、津波避難施設等に契約されたわけではありますが、この

建物そのものが全体の中で、うわさでは私は聞いているのですが、ここに入る商業施設等について、何かどこかもう1社と一緒にあってあそこに行くのだというような話を、何か生協さんともう1つ今隣にある、Aコープさんと生協さんが並んでありますよね、建物が。あれが何か統一した店舗でここに入るのだというような話も聞いているんですが、その辺私は直接は聞いていないのですが、そのような話も聞いているんですけども、この辺等の取り扱い等について町としてはどのように聞いているのかお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今回ののは事務所のほうなので、事務所はJ Aの事務所が入るということで、その北のほうですよ。スーパーマーケットのところ。これは新聞報道でなっているはずですけども、Aコープと生協が合体となって入るということで情報は入っております。これは河北新報だと思うんですけども、そこで2つが一緒になってやるということで載っていたはずですけども。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） そのような報道がされたのは私も知っているのですが、実際的に町のほうと今そのようなこの建物の一部が、その事務所以外、協定以外のところの施設等についてはそのようになっているということも、きちんともう掌握されているわけですよ。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 私どもとしては、この事務所等のほうの話なので、店舗のほうは直接かわりないので、正式にお話を聞いていることはありません。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。今野 章議員。

○8番（今野 章君） 避難施設ということで、J Aさんのビルといいますか建物と一緒にあって建設を進めると、こういうことになるわけです。それで共用部分がそれぞれ各階にあって、2階の一部と3階がほぼ町の部分と、こういうふうになるわけですけども、避難施設ということなんですが、まず何人ぐらい収容可能な施設として構想をされているのか。その避難施設としての機能、性能の面についてお伺いしたいと思います。

それで、なおこの図面を見ますと、収納場所、防災室とかあるのですが、いわゆる備蓄という言葉は出てくるところがないなと思って見たんです。これだけの面積ですから、3階部分のピンクの面積が大体104.81坪ですよ。畳の数にすると209枚ぐらいというふうになります。畳1枚あたりに2人ぐらいずつというふうにしても、詰め込めば3階だけで400人とか人が入れるのかなというふうに思うのですが、その辺の避難施設としての機能・性能、それ

から備蓄の関係についてどういうふうになるのか教えてください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 避難人数につきましては、1人1.65平米を基準といたしまして、一応320人の避難を想定してございます。あと、備蓄倉庫につきましては、建物内に備蓄倉庫は設けますが、絶対数足りませんので他の備蓄倉庫で兼用していくという考えでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 建物のどのところに備蓄倉庫が入るのか、それを教えてほしかったのでよろしくをお願いします。

○議長（櫻井公一君） 答弁させます。図面でどこですか。阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 4階部分に備蓄倉庫という形では設けますし、あと3階部分の中でも、図面の中では一番上の部分になりますが、そちらにも備蓄倉庫という形では設けます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。確かに書いてありますけれども、屋上のところの備蓄倉庫は、これは農協のやつなので使わないんだなと思っていました。これは3階のところも備蓄倉庫なんですかね。何か見えないよね。いつも私は言うのですが、図面をそのままコピーした分をここに詰めていただいたのだと理解はするのですが、そういう主要なところは、さらにここは備蓄だよと、さらに大き目のやつを張ってもらうとわかりやすいなど。見ていて、きょうもちょっと虫眼鏡は持ってきたのですが、こまくてなかなか見えないという状況はありますので、ぜひそういうご配慮を今後ともお願いしておきたいと思います。

あと、先ほど色川さんの質問でもありましたけれども4条の関係で、これは例えばそういうことはないだろうという答弁だったのですが、費用が2億4,620万円、これを上限というふうにはしているわけですが、例えばこれを上回るというようになった場合に、負担というのは交付金交付が改めて国から来るのか、あるいはこれは町として単独で負担していかなければならないのか、その辺についてはもしもの話で悪いのですけれども、どういうふうになるのか、そこだけお伺いしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 確かに金額がふえた場合と、これが正当な工事でふえるということでありましたらば、再度復興庁との協議により負担増という考えも出てき

ますが、その理由にもよりますが、その中であと復興庁と協議していきたいと考えております。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第59号工事委託に関する協定の締結については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第60号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第60号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。3番櫻井靖議員。

○3番（櫻井 靖君） この建物を見ていますと、水回りがすごくないなというふうな感覚があります。特に外回りの水回りが全然ないこと、それから手洗い場がすごくスペースとしては狭くなっているんですけども、ちょっと衛生管理の問題からもう少しそういうふうなものをつけたほうがいいんじゃないかと思うのですが、そこら辺いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 担当から説明させます。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 水回りにつきましては、この平面図におきましてごらんのとおりの水回り、トイレと、あと洗濯室があります。それで、事務室のところには一応炊事場、そういったものができるところです。そしてあと、こちらの玄関入って洗面コーナーというところ、ここで一応手洗いのところを設けております。確かに外に今の段階では一応つけるというものはないのですが、そのようなところで今、水回りはしております。

それで、トイレの大きさとかこの仕様については、おおむねほかの児童館を見てきた中でもこのような配置が大体多いのかなというふうには考えております。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 多分、これは結構な人数が児童学級に入ると思うのですけれども、やっぱり帰ってきてから手洗いをする場が本当はないなど。何人収容されるのかわかりませんが、それにしても手洗い場に集中して、本当に手洗いができないというふうなのはどうしても否めないのかなと思います。特に外で汚れた場合なんか洗う場所がないというふうなのはとても不便ではないのかなと私は思うのですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 外遊びをして汚れてくる子供というのは確かにあります。今後、この工事を進める中で、その辺をちょっと検討はしていきたいなというふうには考えます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） これから変更というのは可能というふうなことなんですか。それはもう決定ではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この平面図のとおりにはなるのですが、実際は。それとあと、玄関入って洗面コーナーをわざわざここに設けたというのは、手洗いをして中の部屋を使っていたらこうということで、これを一応わざわざここには設けたつもりであります。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ちょっと、できれば本当に善処していただきたいと思います。学校とかなんかでも、多分もう少し手洗いコーナーというふうなのは多いと思いますし、外で遊んできた場合というのもやっぱり手洗いというのはあるでしょうし、何かもしかしたら飲食するような場合があるかもしれませんので、そういうふうなときに絶対手洗いというのは気になると思いますので、そこら辺は対処していただきたいと思います。

それで、児童館前の空間がありますね。そここのところはどういうふうな、土になっているのでしょうか。それとも、何かほかの用途で使われるような形になっているのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 児童館の脇に駐輪場と一応物置があります。このスペースについてはアスファルト舗装になります。そして、玄関前については一応土というふうなことで今考えて、土に直接触れて土遊びとか砂遊び、そういったものを考慮した中で設計を組んでおります。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ならば、やっぱり手洗いというのが本当に重要になってきますので、そこら辺はよろしく願いいたします。

それから、フェンス周りというのがあると思うのですが、どのくらいの高さになるのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） このフェンス周りは、約1.5メートルぐらいのフェンスですと囲った内容になります。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） これも1.5メートルですとちょっと低いのかなと。ボール遊びとかなんかをするのでしたら、もう少し高いような形を考えたほうがいいのではないかなと思うので、検討していただければと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 今の段階ではそのような仕様で、この工事は行っていくということになります。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） よりよい、使いやすいような形で、今後改良を重ねていただければということ、終わらせていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 外遊び用の手洗いについては、考えさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） それでは、他に質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第60号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

ここで議事の進行上休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

昼食休憩をとりたいと思います。

再開を13時といたします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第9 議案第61号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第61号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 全く質問がないというのもあれかなと。多分、私に続いて誰かするのではないかと思いますけれども。

図面です。石田沢地区の避難場所ということで、その造成工事ということにはなるわけなのですが、いわゆるこの図面でいうピンク色の部分です。施設建設になる部分かと思うのですが、具体的にどこは何か出てきているのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思いました。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 担当から答えさせます。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 石田沢地区の備蓄倉庫、避難所の建設予定地につきましては、条件のよい部分でございまして、基礎部分を掘り下げると岩着するという場所に建設を予定しております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） いや、何をやるのかと。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 施設の規模につきましては、災害時以外につきましては、各種研修等を行いまして防災まちづくりの啓蒙、あと啓発活動の拠点とするほか、観光地という立地から、観光客があらかじめ防災情報を把握し安心して観光できる施設とし、あわせて震災パネル等の展示を行うことにより、訪れた観光客の皆様にも防災について興味を持ってもらえるような施設として活用を考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） そうしますと、防災について学べる施設をつくるということになるかと思うのですが、一定規模のものになるのでしょうか。これは備蓄倉庫も兼ね備えて、なおかつそういう施設も併設していくということになるのだと思うのですが、そういうふうにしてできた施設というのは、これは管理としては町が当たるのか、それとも官民連携ということでいろいろ研究もされているようなのですが、その辺の運営についてはどういうふうにご考えておられるのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 今危機管理監が申しましたのは、一応復興庁から予算をとるための理由ということにもなりますけれども、施設は平時利用ももちろん考えていかななくてはならないということで、平時利用につきましては、なるだけ地場産品の紹介、販売できるような施設にできればいいかなということも、今案として出ておりますし、あとは観光地のちょうど玄関口という位置関係もありますので、観光のインフォメーション的なものもこの建物の中でやればいいのかと。まだ、その辺の考え方については整理中でございます。

それで、管理運営に関しましては、とりあえず官民連携の中で指定管理者的なもの、そちらのほうにお願いしていくということをご想定しながら、今これも作業を続けているところでございます。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今、「官民連携」と、まあいいんですけれども、「指定管理的考え方」とおっしゃいましたね。以前、私が質問したときは、「委託ですよ」と。「委託を考えています」と。「パノラマの場合は指定管理です」ということを、副町長から答弁いただいた。それで今回は、「指定」と、「指定管理者」と、「委託」と、このようにちょっと逆転になっていますけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際は、結論はパノラマも含めて決定はされておられません。試行錯誤はしていて、できる可能性としては業務委託するか指定管理かということが両方とも考えられるであろうということで、今企画調整を含めて、復興対策室も含めて話し合いはしているんですけれども、危機管理監が話したのは復興庁に対しての内容であって、実際平時はどうするかというと復興対策監が言ったような形で、それを業務委託するか指定管理ということで、いろんな選択があるのでまだ決定されておられません。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことで、石田沢の場合は今回は造成なので、来年3月までですか。そういうことで、これは3月31日まで造成が終わるよと。その後に建築に入るわけでしょう。だから時間はあるんですよ。ですから、その辺のまだ時間的余裕があるものだから、その辺のまだ決定はしていないと、それはわかる。しかし、この次のパノラマは来年の3月20日までに工事完了ですよ、建築完了。これは後で質問しようかなと思ったんですけども。このパノラマのことはね。（「じゃあ、後にして」の声あり）後で。まあいいです。

そういうことで、あともう1つ、このピンクの部分です。前回、こんなにでっかい建物をどうやって管理するんですかと。今、観光的なものを考えていらっしゃると。地場産業、観光インフォメーション。そのほかに、防災に対する啓蒙の施設をつくりながらと、云々かんぬんと、このようなことをおっしゃいました。それで、まちの駅じゃないけれども、まちの駅みたいなそういう感じの中で計画されていると思うんです。それで、これは一概には言えませんが、こういう施設をつくと確かに最初は私はいいいと思うんです。今皆さん、全国に旅行して道の駅、どのぐらいあると思いますか。その中で、採算が合っているところはどのぐらいありますか。8割は赤字なんですよ。それ以上赤字なんです。宮城県でこれだけのまちの駅、道の駅があったところ、利益が出ているところは何カ所ですか。そこまでちゃんと検討しながらこういうものをやっていただかないと、将来町の管理費が莫大なものになると思うんです、私。

そういうことで、今回は復興の関係で金が出ます。いいでしょう。しかし、その後ですよ。今度、委託料を仮に松島町が払うとなれば、毎年毎年ずうっと委託料を払わなくてはいけない。そのお金は、途方もない金だと私は思うのです。その辺のことの精査も含めて、検討を十分にさせていただきたいと、こう思っております。まだ決まっていないということでございますので、その建物の建築面積、どのようなものがあるのか、そういうことを含めて全国事例、宮城県の事例を含めて、十分に検討していただきたい。このように思いますけれども、その辺のお考えはどうなんでしょう。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） おっしゃるとおり、道の駅の採算性とかその他もろもろありますので、将来的な維持管理費が莫大にならないように、できるだけ極小におさまるように検討していきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） それから、この道路はもう皆さんご承知だと思いますけれども、冬場はもう大変な下り坂ですね。赤沼から湯ノ原にかかる道路は非常に悪路。もう、凍る危険きわまりない道路でありますね。そういうことで、このときちょうど日陰になっている部分、今の信号機のちょっと手前、ぐうっと下がってくるところからなだらかになるようなところで右折に入るわけですね、この施設。そういうことのこの辺の道路の管理です。安心して安全にこの道路に、施設に入れるようなこういう対策などは、これは国交省と検討しなければならぬと思いますけれども、その辺の道路管理。その辺のことも含めてご検討していただきたいと、こう思います。あそこはせっかくこういう道路をつくるものですから、もう少し日当たりのいいような、そういう感じの道路構造にできないものでしょうか。どうなんでしょう。ちょっとこれ、施設的に違いますけれども、関連です。

○議長（櫻井公一君） 赤間参事兼建設班長。

○参事兼建設班長（赤間春夫君） 前の道路につきましては、県道赤沼松島線となっておりますが、県管理になっております。今現在も危険な状態というか滑りやすい状態となっております。県のほうには再三と何か対策をとっていただけないですかということでお願いしております。グルーピングといいまして、今排水が路面に伝わらないような舗装形状になっております。今回の施工する際にも、その辺を含めまして、利府側から入ってきた道路部分に左折レーンをつくりまして入るような形状と考えておりました。

また、同じようにこれを施工するのは、交差点改良は町のほうでやっていく考えとなっておりますけれども、その辺も排水対策とか、凍らない対策とか、滑りづらい舗装とか、考えながら実施していきたいと思っております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういう道路の部分の対策はとっていただきたい。

それで、その条件がつくり出す日陰の部分です。だからあそこは両側に杉の木が、仙台市の山とかそういうものがずうっとあるわけですよ。その辺を含めてもう少し日当たりよく、そのようにできないものでしょうか、この機会に。そういうことを国とかこの関係の市町村長、地権者に働きかけて行ってほしいなど、こう思いますけれども、そういう考えはありますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 実は震災前からそういったお話がありまして、一回お話ししたかと思うのですが、民地なんですよ。直接あの道路に接する部分が。それで、そちらの杉林とかあるものですからどうなのかなということで、そのままにしておりました。

それで、ちょっとお伺いするというぐらいはあろうかなと思いますが、何せその民地であつて、あと杉があつたりして財産権とかもありますので、今の段階で可能性高いとはちょっと言いがたいところがありますが、なお何かの機会にその民地の所有者にちょっと状況をお聞きするぐらいはやっていきたいと。理想的には、あそこの木がなくなれば相当日当たりがよくなりますので。

それとあと、もう一つですけれども、今回この計画をするときに、県道を振ってもらえないのかなというふうに思ったんですけれども、そちらのほうはどうも県のほうでは「やらん」というふうなお話でしたので、先ほどのような答弁になりました。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今、町長が言うように、やっぱり努力してほしいです。そういうことをやはりそれは、あそこはもう本当に松島町民ばかりではなく、いろんな人が通るわけですよ。その命の危険性もあるような場所ですから、その辺は町長みずから折衝に当たっていただければ、最初は担当課にいくと思うのですけれども、町長が最後は出て、ぜひ頼むと、このようにおっしゃっていただければありがたい。

それから、調整池がありますね。それから、湯ノ原のほうまでずうっと流れていきますね、下水が。その辺、工事が入ると、そういうことは以前承っておりますけれども、この石田沢の埋立工事に絡んで、このような下水道の堀の側溝の工事とか、その辺はいつごろなるのでしょうか。地元の人も待っていると思うんです。そういうことで、その辺の判断をされているかどうか、それでいつごろになるかお示しいただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 将来の展望。赤間参事兼建設班長。

○参事兼建設班長（赤間春夫君） 今回の工事をするに当たりまして、工事の内容は盛り土と調整池がメインの工事となりますけれども、その調整池からの排水の流末の水路になりますけれども、こちらにつきましては調整池へ、造成した分の水をもう調整を全部し切ってしまうということで、流末の排水の部分の水路の改修については、今回の工事の中では計上はしていないという形になります。

また、その流末の部分の悪いところの工事になりますけれども、こちらは災害復旧のほうで直してきていることもありまして、今年度繰り越しとはなっておりますけれども、今年度その辺の流末のほうの整備も実施していく予定となっております。あの下の方の田んぼの脇の水路とか、まだ復旧していないところがありますので、その辺は直していきます。以上です。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑ありますか。4番片山正弘議員。

○4番（片山正弘君） 今回の石田沢地区の避難所整備等についてですけれども、これは61、62にも関係するわけでありますが、ここに実際に石田沢だけで6万3,700立米ですか、ここに土を入れるわけであります。それと、62にも同じそれ以上のものが入るわけでありますが、ちょっと私わからないんですけれども、実際にこの立米数からいって、もしダンプで運ぶとしたらどれくらいの台数のダンプがここに来て造成にかかわってくるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 赤間参事兼建設班長。

○参事兼建設班長（赤間春夫君） ダンプの台数になりますけれども、こちらは入れる期間と入れる量の調整となりますが、今実際は6万3,700立米の土を盛り土することなので、土はそれの1.3倍ほど入るような形になります。何でもかといいますと、締め固め後の土量が6万3,000立米ですので、土は7万8,000立米ほど入ってきます。こちらを期間5カ月ぐらいで入れようと考えれば、ダンプ1日100台分。10台で10往復とか入れて5カ月ぐらいかかる予定となっております。それが10台で5往復しかできませんと、その半分になりますので5カ月が10カ月に延びてくるという形になりますけれども、その辺はダンプの入れる台数と、あとこちら側の県道、あと観光期間中の部分の観光とか県道とか、あと入れる期間が冬場とか、その辺の日程調整がかかってきますので一概に何台という形ではなく、その辺を調整しながら進めていきたいと思っております。合計台数は、1万3,000台ぐらいは入れるのに必要となります。あと、それを入れるダンプの台数とか、搬入の回数によって変わってくることとなります。（「62を入れてですか。議案61だけでですか」の声あり）議案61号だけです。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） 今、議案第61号だけで、石田沢だけで約その台数。すごい台数ですよ。観光地等のシーズン等については、十分その辺配慮してやっていただきたいなど、そのように思うわけであります。

しかしながら、ここに入れる土そのもの等について、どこから運べとかどうい土を入れなさいという指定というのは、この工事の中ではやっているのですか。そのようなものはあるのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 赤間参事兼建設班長。

○参事兼建設班長（赤間春夫君） 土をどこから持ってきたというのとは工事の中で指定はしてありませんので、土は買って山砂を入れてくださいという工事の発注方法となっております。

す。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） そうしますと、埋め立てするに当たっては、その土はどのような成分のものでなければだめだよ、山砂でなければだめ、その中でも何々というふうな指定はされているのですか、この場所等については。もしそれがなくて、ただ埋め立てするには山の土どこでもいいんですよという指定なんですか。その辺をちょっとお聞きしたいのと、それから台数がこれで見ますと約1万3,000台というんですか。そうしたときの通行する道路となると、果たしてどこを主に通るのでしょうか。そのときに町道を通るのか、県道を通るのかわかりませんけれども、そうなったときに道路がダンプによって壊れた場合の補償というのは、これは町で直すのですか。それとも、そのために傷んだ場合の補償というのはどのようなになっているのか、その辺だけ聞きたい。

それから、これによつての交通渋滞、そして交通の安全上の問題で、どのように指導していくのかお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 赤間参事兼建設班長。

○参事兼建設班長（赤間春夫君） まず、土はどういったものを入れさせる条件があるんですかということなんですけれども、こちらは今のところ計上はなっておりませんが、土の試験をしていただきまして、町のほうで確認をして入れるという形になっております。

あと、道路が傷んだ部分をどうしますかという話なんですけれども、町の復興交付金事業を今実施しておりますが、町もほかのダンプが通られて、町道が傷んでいる箇所がかなりあるという形になります。実際のところ、復興庁にその分の直す予算をくれませんかという話をしているんですけれども、なかなか認められないというのが実情になっております。

それで、まず今湯ノ原側の道路につきましては町道、今のところは町道になっております。県道移管になる予定となっておりますが、ことしは町道ですので、町で管理する道路ということで、町で直す形となります。また、県道につきましては、宮城県のほうで直すという形で調整をとっていきたいと思っております。

あと、交通になりますけれども、松島海岸地区、秋のシーズンになりますと有料道路のほうから海岸までの道路まで車がずっとつながるといふことがありますので、その辺の渋滞の原因とならないように、あとまた事故の原因とならないような出入口の選定、あとダンプの搬入計画を立てていきたいと思っております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） 最後に要望になりますけれども、十分に配慮して、住民にも迷惑をかけない、観光客にも迷惑をかけないような状態での造成等について進めていただきたいと思います。終わります。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 今、私が想定した質問内容を片山議員さんがお話ししているので、深くはと思っていたのですが、お話を聞くと、おおよそ11トンダンプ、8立米前後を載せたトラックを工期としてこの地に1万3,000台ほど入れると。搬入ルートも、あるいは土とり場も、業者任せで進めると。この沿線にかかっている住民対策とかそういうところについては、一切行政のほうはかかわりを持たないで対応するという考え方なんですかね。その辺ちょっと確認、お聞かせください。

○議長（櫻井公一君） 赤間参事兼建設班長。

○参事兼建設班長（赤間春夫君） 土の搬入ルートにつきましては、塩竈側からというか利府側からいきますと赤沼松島線を使うような形になると思います。あと、石巻側からですと、当然、初原バイパス湯ノ原線を経由して入れるような形になると思いますので、沿線住民の方には十分説明をさせていただきながら進めたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 実はこの後、あすにも一般質問でというふうなところでかかわってくる話なので深くはとは思っていましたが、以前道路公社による四車線化工事のために拡幅、かなりの台数が、私が住んでいる当初原地区を往来したわけです。当然、交差部分あるいは登坂というんですか、上るのも下るのもですけれども、ああいった大型車両が通過するとその前後で傷みも激しいし、騒音も出ます。あるいはばいじん、粉じん対策、そういったことも出ます。あるいは交通整理関係も、場所によっては通学路にかかったりという部分も出てくると思うんです。そういったところに、業者一存でということは、これはあり得ない話だと思います。地域の住民の方々は、必ずや松島町にきちんと出て説明しなさいと、説明だけじゃなくてその対応措置も求められるはずなので、その辺の心構えも踏まえて、これはちょっと町長に確認しておきたいのですけれども、そのようなところをどのように判断されますか。その辺ちょっと聞きたいのですけれども、よろしくお願いします。（「済みません、もう一回」の声あり）

まずもって、土砂の搬入ルートに当たって、その沿線の町民の皆さんに説明責任として松島町がどのような対応をとろうとするか、そういった考え方をお持ちでしたらお聞かせ願いま

せんか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 大体このルート、直接のここに至る近いルートについては想定されますので、その部分については説明をしたいというふうに思います。ただ、そこから先の部分についてはちょっとどの辺に来るかわかりませんが、いずれは初原は必ず通るんじゃないかなとは思いますが、これまでいっぱい通ったのに対して説明がなかったのも、それじゃあその説明をすべきなのかどうなのかについては、ちょっと今のところはまだ決めていません、私としても。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 承知もしていないと、その沿線住民の皆さんにお声として、既に経験値を持っているところはこういった感触かも含めてお伺いなされれば、これは一目瞭然で、町がどのような対応をやはりあらかじめ持って臨まなければいけないかというところもおわかりになるかと思うんです。ボリューム的なことだけでなく、この通過車両、それと交通安全対策、当然そういったところは常に目を光らせた行政監視というのが必要になってくると思いますので、それは十分お願いしておきたいと思います。私の質問は、今のところここまでにさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。9番太齋雅一議員。

○9番（太齋雅一君） 確認も含めてです。いやしの湯と調整池の関係というのは、いやしの湯との協議がされて、了解を得てこの工事が始まるのか。その辺の経過はどうなっているのか。それから、さっきちょっと聞いたのですが、調整池の排水関係は今回の工事には入っていないような話がちらっと出たのですが、調整池からの排水路というのはどういう形で排水されていくのか。現在の湯ノ原温泉の下の田んぼ周辺を排水されていくのかなとは思いますが、やっぱり調整池といやしの湯の目の前に壁ができると思うんです。その辺、いやしの湯との協議をどこまでされて妥協されているのか。その辺を聞いておきたいなど。

○議長（櫻井公一君） それでは、2件について。赤間参事兼建設班長。

○参事兼建設班長（赤間春夫君） まず、いやしの湯との話し合いになりますけれども、測量設計が去年からスタートしております。その中で、一番最初にいやしの湯さんに話をさせていただきました、こういう計画がありますと。今と余り変わらないと思うのですが、計画がありますということで、温泉を引っ張っているところ、どこから引っ張っているのですかと話をさせていただきました。温泉のほうも当然調査をさせていただきました、今出て

いる量とか、あと何年かに1回調査をしているのがありますので、その辺のデータ関係をいただきまして、工事前の部分は調査済みとなっております。それで、温泉が石田沢のほうの今回造成する工事のほうからの水を使っているのではなくて、1本隣の沢の分の水を使っているようでしたので、今回の盛り土、調整池をつくっても影響が出ないということで今のところは確認しております。それでいやしの湯さんも、こういった計画がありますということで納得をいただいております。

あと、調整池からの出口になりますが、調整池ですので水を調整して絞って出すような形になります。こちらですと、オリフィスといいます、10センチメートル掛ける10センチメートルの口から毎秒28リットル最大で出るような形になります。それで、そちらの水につきましては、調整池のすぐ脇、いやしの館さん側に出るのではなくて、こちらの図面でいきますと調整池の脇の水色に塗っております水路のほうに流れるような形となっております。そちらの管径は、管の大きさは1,100ミリメートルのボックス、1,100ミリメートル掛ける1,100ミリメートルで出すような形となっております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 太齋議員。

○9番（太齋雅一君） いやしの湯のお湯との関係は問題ないというお話を聞きましたので安心ですけれども、湯ノ原さんも湯ノ原の後ろの沢から温泉水を引いてあそこの温泉をやっているわけですが、いやしの湯もその沢の関係でやっているのかなと、今確認しましたので安心しました。

目の前に調整池の壁ができるということで、今後その辺の景観の問題も含めて、どうぞ地域で問題の出ないような形で工事を進めていただければと思います。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第61号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第62号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第62号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。三十刈地区。

8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 前にこの問題、色川議員が言っていましたけれども、備蓄倉庫の位置の問題です。今回造成する土地の入り口からすれば奥になる部分に備蓄倉庫をつくると、こういうことでの計画になっているのですが、そうしますと地域の皆さん方は、相当程度この敷地の中を歩いて移動しなければならないことにもなるかということで、現状ある今の三十刈の駐車場の道路に近い部分にこの倉庫をやっぱり建てられないのかと、そういう話がありました。この間ずっと、この造成をして盛り土になる部分だということで、そういうところには建てられないということでの答弁でお聞きはしてきているわけではありますが、お金の問題だと思うんですよ、結論から言うと。盛り土であっても、地震が来ても相当程度耐え得るものを今の技術ではつくれるのだろうと思いますので、そういう意味ではお金の問題で奥のほうに行くということになってしまっているのかなという気がするのですが、これはどうしても現状の三十刈駐車場の道路に近いあたりにつくるということにはならないのかどうか。また、地元の方々ともこの協議をされているということなんですが、やはりそういう意味では、地元から出た声というものを十分に考えて大切にしながら対応するというのも大事ではないのかというふうに私は思うのですが、その辺について再度この場でお聞きしておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 危機管理監より答弁させます。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 建設位置につきましては、町のほうでもやはり総務、企画、建設含めまして庁内で検討を重ねた結果、やはり避難施設という安全性を考慮した場合には、やはり切り土の部分がベストでないかという結論に達しております。そしてその中で、あと5月8日に地域の住民の皆様と協議をさせていただきまして、やはり一部意見はありましたものの、最後は町の考えに同意していただいたというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） その地元との協議でいろいろご意見が出たのだと思うのですが、納得い

ただいた説明というのは、あくまでも切り土じゃなければだめだという説明をなされたから、地元は納得せざるを得ないと、こういうことだったと思うのですが、先ほども言いましたように技術上の問題として、確かに切り土のほうがそれはそのまんまで使える。しかも安くでき上がると、こういうことでの考え方だと思うんですよ。ただ、その地域からすれば、やはりできるだけ早目に避難場所に到達し得る場所という考え方もあるでしょうし、平常時の施設の利用ということを考えても、道路に近いところという考え方がやっぱりあるんだと思うんです。そういう意味では、盛り土の部分でも今の土木技術からすれば十分に対応できる施設というのが可能なのではないかというふうに私は思うのですが、そういう議論はされたのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） やはり盛り土といたしても、かなりのボリュームになりますし、高さにもなると。その上で、本当に将来的なことを考えた場合に、本当に盛り土の部分でいいのかという議論はさせていただきました。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 3年前、23年3月11日に地震が来たわけです。実際に地震が来て、駐車場は、一部現状でもへこんでいるような場所がありますけれども、ほとんどがあれだけの地震でもほぼ何とかなっているという状況を見ているわけです、実際に町民の皆さんというか住民の皆さんは。ですから、そういう意味でいくと、十分にその住民の皆さんから出た場所でもいいのではないかとということも考えられるのではないかと思うんです。私は、平常時利用するということも考えると、そういう考え方があってもいいのではないかとというふうに思うものですから、今のこの図面を見ますと、相当程度やっぱり歩かなくちゃいけないと。しかも、高齢化が進んでいるわけですよ、この地域でも。そういう点ではできるだけ近いところにと、観光客という考え方もあるとは思いますが、地域の方ということで考えると、そういう高齢化が進んでいるという現状も考えると、できるだけ道路から近い場所にとということもあると思うので、これは本当にもう見直し不可能なのかどうか。今度の後の予算にたしか出てくるとは思いますけれども、もう一度その辺、位置の問題を考え直すというわけにはいかないのかどうか。どうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） やっぱり今回ののは、平常時というよりも、復興交付金をもらって避難場所と。そして、避難施設ということになれば、当然場所的には、お金どうのこうのという

こともありますけれども、やっぱり盛り土でなくて切り土のところに、どういう場合があっても安全性を考慮したところをとということなので、これで庁舎内でも議論しまして、あと地域にも総務課長とかが出向いて説明をして、ご理解を得たものと思っております。

○議長（櫻井公一君） いいですか。他に質疑を受けます。6番小幡公雄議員。

○6番（小幡公雄君） 61号の話をお聞きしております、今62号の審議をしているわけですが、太齋議員がおっしゃられた水の問題についてちょっとお伺いしたいと思うんです。

石田沢のほうの貯水量が大きくて、それで今度の三十刈のほうが調整量が少ない。それで面積は三十刈のほうが大きい。それから、土盛りの台数も1万立米ほど大きいのでかなりの面積。既存の駐車場等もあるわけですから、ここの調整池にはかなりの量の水がためられると。それも一気に、駐車場がメインですから舗装で一気にここへ出てくるのだらうなというふうに想定されますけれども、三十刈の調整池の排水はどちらにどのようなになっているのでしょうか。石田沢地区はそれなりに水路が見えるのですが、この調整池は面積が広い割には貯水量が小さくて、どのようなになっているのか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 赤間参事兼建設班長。

○参事兼建設班長（赤間春夫君） まず、この図面の中で調整池の中に雨が入る、雨水が入り込む範囲となっておりますけれども、既存の駐車場のほうは調整池に入らないような形で松島海岸のほうに今でも流れておりますので、そちら側に流れる計画となっております。あとまた、山の部分です。色が塗っていない山の部分につきましては、調整池に入らないで直接JRの下をくぐっております管の中に入っていきような形となります。調整池の対応となりますのは、こちらの色を塗った部分の県道ののり面の部分を抜いた部分となっております。県道ののり面の部分も、直接既存の中に……（「ちょっとわからないので、図面で見せて教えてください」の声あり）はい。県道がこちらにありますけれども、県道のここの緑色に塗った部分ののり面です。のり面の部分につきましては、直接一番右上のほうになりますけれども、右上にあるJRの下のほうに流れる形となっております。それで、平の舗装になる部分のだけを調整池の中に入るような形となっておりますが、それで面積を計算いたしまして、あと調整する量を計算しております。それで、最終的にはJRを越えまして、瑞巖寺の裏側の水路に出まして、蛇ヶ崎ポンプ場のほうに流れ出るような形。松島駅のほうを通りまして、間坂を通りまして、蛇ヶ崎ポンプ場を通過して高城川に排出するというような形になっております。

あくまでも調整池はこちらの既存の平になった部分の水を一気に出さないというような形で

設計しております。調整池の確率年度は50年確率になっております。それで、10分間の降雨強度でいいますと、162.35ミリメートル。162ミリメートルまで対応可能です。そちらが今度24時間、一日ずっと降り続いた場合どのぐらいの雨まで対応できますかということになりますと、時間雨量的には15.34ミリメートル、15ミリメートルぐらいの雨が一日降り続いても対応できる調整池となっております。それは宮城県の開発基準の中で決まっている形となっております。ちなみに、一日の雨量計算でいいますと、総雨量で375ミリメートルまでは対応できるという形になっております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 小幡議員。

○6番（小幡公雄君） よくわかりました。県で決まっているので云々だということなんですけれども、結局あそこを盛り土にして調整池をつくって、下に東北本線が走って、瑞巖寺の裏側だということになったときに、ここはその規制プラスアルファぐらいの対策をしておかなければ、被害があったときに、今集中豪雨がはやっていますから、その辺が心配です。あそこは東北本線と瑞巖寺施設がなければそんなに心配はないんですけれども、その辺の今度東北本線をまたいでいる水路なんかはちゃんとのみ込めるのかどうか。その辺も注意してあわせて調べてもらえればなと思います。そうでないと、ポンプ能力は大分今回アップしているようなので、能力は上がると思いますけれども、前は海で今回被害に遭ったわけですから、ポンプ機能が十分に果たせるだけの、水量をのみ込むだけのポンプもそれに合わせてつくっておかなければ、いざというときにどんどんたまってしまう。あそこの地形を見ればわかると思うのですが、それが小梨屋のほう、松島駅のほうの排水路にもどういうふうにかかってくるのか、私ちょっとわかりませんが、とにかく昔でいう土べたのあそこに、どうとたまって噴き出すようなことがないことを願っているわけですが、この上に池をつくるわけですから、何かあったときに、それがあふれ出たときには大変な被害になるなということが想定されるので、県の対応だと雨量で15.3ミリメートル1時間、これぐらいの雨は今どこでも平気で降っているわけですから、そういうことを心配して、先の機関場のポンプの能力まで計算してやっていただいておりますというふうに希望しておきます。もし、わかっている範囲で答えられれば教えてもらいたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 赤間参事兼建設班長。

○参事兼建設班長（赤間春夫君） 15.3ミリメートルというのは降雨強度の話でして、1日の雨量は375ミリメートルということで先ほどお話しさせていただきました。あと、降雨強度でいいますと1時間のときには、約90ミリメートルぐらいの雨が1時間降り続いても、最終的に

はオリフィスという穴の大きさでおさまらない範囲にならないで、上のほうからオーバーフローするような形になりますが、そのオーバーフローするような形になるまでは、1時間ですと90ミリぐらいずつ降り続いても大丈夫というような形でなっております。だんだん時間が長くなればなるほど、その雨量がだんだん多くなってきますので、降雨強度はだんだん下がってくるような形となって、1日で15.4ミリメートルとなっております。

あと、JRの下に部分になりますけれども、こちらも全部調査しております。JRの下の部分と、あと下流の蛇ヶ崎ポンプ場までの水路です。土水路もありますし、側溝もありますし、形状を全部確認させていただきまして、あと現在の蛇ヶ崎ポンプ場の排水計画等も含めまして、こちらのオリフィスといいますけれども、穴です。穴の大きさを計画しております。それで、石田沢のほうは10センチメートル掛ける10センチメートルの穴の大きさということで説明させていただきましたが、三十刈のほうは7センチメートル掛ける7センチメートルの穴の大きさに、その関係上から大きさを絞っているというような形になっております。JRの下の管渠につきましては、パイ600ミリメートルのヒューム管が入っている形状となっております。ですので、調整池をつくりまして、調整池の対象の範囲の中の水は今までよりも調整して出すこととなりますので、つくったことによって今までより安全側に働くような形になります。何もしない今よりも、安全側に働くような形になりますので、その辺はご理解いただければと思います。以上です。

○議長（櫻井公一君） 小幡議員。

○6番（小幡公雄君） よくわかりました。

最後に、この調整池の下の高さですか、それだけお聞きしておきます。

○議長（櫻井公一君） 赤間参事兼建設班長。

○参事兼建設班長（赤間春夫君） 調整池の高さは、堤体の高さで約4メートルです。一番底の高さがTP12.0メートル。いつも水がたまっているというか、たまっていない高さになりますと、ローウォーターレベルとなりますけれども12.45メートル、底盤の底よりも45センチメートル上がった高さになります。何で45センチメートルあるかといいますと、それは泥だめです。泥が流れないような泥だめの分の45センチメートルとなっております。あと、ハイウォーターレベル、こちらはオリフィスで全部調整可能な高さになりますが、そちらはTP14.8メートルとなります。ですので、2.35メートル、そのローウォーターからハイウォーターの高さまでであると。その中で調整する量というのが、議案書の中に載っております2,524立米という形になります。あと、それ以上雨が降りますと、洪水ばけとなりまして、オーバー

フローして流れていくような形になりますが、そのオーバーフローして流れていく高さが、今度プラス50センチメートルで15.3メートル。あと、ダム の 堤 体 の 高 さ は T P 16メー ト ル と い う 形 に な っ て お り ま す 。 そ れ で 、 底 盤 と ダ ム の 堤 体 の 高 さ を 引 き ま し て 、 4メー ト ル の 堤 体 の 高 さ が あ り ま す 。

○議長（櫻井公一君） ほかにありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第62号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第63号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第63号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。12番高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） この防災広場について質問させていただきます。この整備に当たって、いろいろ全協でもお話があったわけなんですけれども、広場の図面のいろんな位置に関して、地元との話し合いをまずするというようなことで、地元説明とかその辺のことについてあったのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 担当課長から答弁させます。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この整備工事に当たりまして、具体的な地域住民ではなくて、区長さんとか近くの行政委員さんというふうなものでは、ちょっとこの内容までは具体的に協議した経緯はございません。こういった公園を整備しますよということでの話し合いはさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） それで、一応ここは今本郷区の一部として、ふれあいセンターの一部として区のほうで管理をしたりして、草刈りなんかも年に2回ぐらいはやっているんですけども、そんな中でもここでも、あと地域で年に何回かいろんなところで盆踊りとかで使うわけですよね。そういうことから、こういったことの広場の整備に当たっては、やっぱり利用していくとなるとやはり地元の人たちが利用していくわけですから、そういったこともきちっとやっぱり、まずこの設計に当たって協議していくべきではないのかなというように思っているのですけれども、その辺の感覚がちょっとわからないです、私には。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 具体的な設計の云々ではないのですが、町民懇談会を持たせていただいております。それで、ことしの初めもやったのですが、そこでこの整備をここでいきますと。それで、この併設した形で一体型の駐車場整備等の公園の整備を図っていきますよということも、あとこの間の本郷地区の地元説明会、懇談会においても、この整備をさせていただくということではお話はさせていただいております。

○議長（櫻井公一君） 高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） 整備そのものはいいんです。整備そのものに反対というかを言っているわけではないんですよ。この経緯と、この広場の内容ですよね。設計の内容。そのことについて、やっぱり利用する方々が利用しやすくするための整備のあり方だと思うんです。それがただ、「整備します」だけでは……、実際にこの間も聞きました。14日ですか、区の役員会があったものですから、区長さんには「整備するという話は聞いていたけれども、内容的なものはさっぱりわからない」と。それで、きょうも来たんですけども、「あれ、来なくなるのか」みたいな話なんですよ。だからやはり、その前に、図面的なものできちっと説明をして、地元が利用しやすいようなやり方をすべきではないのかということなんです。

そしてあと、これができた段階で、この管理そのものは一体どこで管理をしていくのか。その辺をまずお聞きしていきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 今回のこの整備事業につきましては、前に城内と美映の丘という公園が、一応児童公園として整備させていただきました。今回の三居山におきましても、そのような形で児童公園の位置づけといたしまして、私どもで条例的にも整備させていただいて、あと共同で建設課の応援をもらいながらこの管理に当たっていきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） ですから、やはりそういったことも含めて、やっぱり区と一回きちっとお話ししてからこういうものが出てくるのが当たり前だと思うんですけども、何か逆のような気がするんですよね。ですから、整備には反対するわけじゃないんですよ。その経緯についてきちっと、やっぱり利用者が利用しやすくするためのそういった整備をしていただきたいということなんです。ですから、これからでもいいですから、早速説明会を開いて、このようになりますということと、あとこの位置的なものがこれでいいのかどうか、その辺もきちっともう一回、やっぱり地元の区とも話をして進めていただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） そのような内容で、区のほうと一応説明をさせていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） いいですか。他に質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第63号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

次の工事請負契約はパノラマハウスでありますけれども、ちょっと時間を要するかもしれませんので、ここで休憩をとりたいと思いますが。（「賛成」の声あり）

休憩をとります。

再開を14時10分といたします。

午後1時55分 休 憩

午後2時10分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第12 議案第64号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第64号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 先ほどパノラマのことについては後でと、こういうふうになったわけがありますので、先ほども委託と指定管理というようなことで、以前伺ったときは、「石田沢のほうは委託ですよ」と。そして、「パノラマについては指定管理を考えております」というご答弁でありました。その辺について、「今、協議中」ということを先ほどおっしゃいましたので、今どの辺のことまで協議されているのか、ちょっとその辺をまず伺いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 副町長より答弁させます。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 再度、石田沢もパノラマも委託か指定管理者かということで先ほども、委託と決まったわけではないですから、石田沢も。パノラマもどちらかを検討するということなので、そこだけは、次の議会でも、「こう言っている」と言わないでほしいのだけれども。両方、どちらも検討するに値すると。どちらか……（「前はそうではなかったんですよ」の声あり）ええ。だから、今回……（「前はそうじゃなかったんですかと聞いているんです」の声あり）

○議長（櫻井公一君） まず、答弁させてからです。

○副町長（高平功悦君） それで、先ほど答えたのは、石田沢もパノラマも指定管理にするか委託にするかという議論をさせてもらっているということです。

じゃあ、パノラマということで、パノラマに関してはもう今年度中に完成、うまくいけば完成するということなので、去年から単独の条例を制定に向けて進めています。素案の素案は、単独の条例は去年でき上がっています。それは素案の素案なので、まだ見せる段階ではないと。そういう形で、あと町長とも相談して、これを9月の定例議会か、12月の定例議会か、その間かということで、条例の制定を提出したいと思っております。その中で、委託にするか指定管理も可能という形で進めていくというのが、今の流れでございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今、私は前回聞いたところそのように言われたものだから言っているわけで、今はそっちも結論はまだ至っていないと。それで今、9月か12月か、単独の条例と。

示されないということなので、そういうことで、本当に、今言われたように来年の3月ですよ、完成は。そうなりますと、どちらもこれは町単独でやるわけではないでしょう。当然、委託か指定管理ですから。誰かに、第三者に任せるわけだ、ある程度ね。そういうことになりますと、仮に指定管理者と、仮にそういうふうになれば、一応3つの方法があるわけですね。まず、委託料を全部出すとか。もう1つは、今温水プールでやっているように、委託もしくは利用者が、施設側が営業努力してやっていく方法と。それから、今の温水プールが全く単独で委託料も何もいただかないでやるというような方法が指定管理者にあると思うんです、普通の公営各種集会施設みたいに。そういうやり方が一応考えられるわけですがけれども、委託にするということになれば、全部任せるわけだ、補助金を出しながら。そういうことになって、これはなるべく早く、12月では遅いと思うんです。12月では。ということは、できたら9月ごろまでには明記されればいいと思う。やっぱり営業をやる側、ここで仮に借りてやる側は、準備が必要なんです。そういうことで、いつどのような、そのような広報、公募。仮にですよ、そういうふうになれば、条例がどういうふうになるかわかりませんが。そうなった場合、早目早目にそういうものに手を打っていかないと、なかなか今後運営に携わる人にとっても非常にサービスが悪いのではないかと、こう思うんです。

そういう中で、12月と言わずに、やっぱり9月ごろには皆さんにこういった方向で決まりますよというようなことを出していただければと思っておりますけれども、そのような努力をしていただけますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） まず、委託の場合は委託料を払うと。あと、指定管理者の場合はパターンがいろいろあると。指定管理料を払う場合、あとは使用料等やって企業努力で、駐輪場のような形になると。あとは、一部指定管理料を払って温水プールのような形になると。いろいろな形がありますけれども、条例を早く出したいのはありますけれども、不備があるとまずいということもありますし、じゃあ4月1日からオープンさせる場合には、逆算して公募は、最低限私たちもある程度は、3カ月前とか4カ月前に公募して募集をかけなければならぬというのは十分承知しております。となると、9月なのかなというのは、紙の中にはありますけれども、じゃあ9月に言ったんじゃないかといって出せないと困る場合もあるということもありますから、9月から12月の間と。

それでも、12月に条例を出した場合、その後に募集になりますから、そうすると4月1日のオープンは、仮に指定管理として、4月1日からオープンは難しいのかなと。そうすると、

それがずれていくという可能性はありますけれども、その間はじゃあどうするんだと。その間は直営になると思うんですけれども、なるべくそうしたくない方向で事務方には進めるようには指示はしております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 私は、パノラマは賛成なんです。言っていますけれども、あんないい場所ないわけですから。私は、あそこにこういう施設をつくっていただくのは、本当にいいことだと思うんです。

ただ、問題は内容なんです。今言われたように、なるべく、せつかくここでもう予算が通って、「通って」と、まだ通らないんですけれども、決まって、なるべく早くあそこを運営する。携わる人だったら一日も早く、桜の季節からお客さんどんどん入っていくわけですから、あそこは。

そういう中で、やっぱり早目に公募を出していただきたいと。それで、条例も何もできない、そういうことだから、こっちから、どうなんですかああなんですかとと言っても、まだ決まっていませんと、このようになると思うんですけれども、あれだけの建物、あの景色、目をつけている人はいっぱいいるわけですよ、恐らく。あそこはいい場所だなと。そうすると、町内外問わずどのような、もし応募者がいればそういうことでも考えられるわけですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 色川議員が言うように、答えられないというのが正直な話です。指定管理の選定委員会を開いて、町内の業者に限定するか、二市三町にするか、仙台市も含めるか、県内にするかということになりますので、ここでこうというのはまだ決まっていないので、答えられないということであります。

ただ、基本的には1社随契はあり得ない。広く応募するというのがありますけれども、同じことを言いますけれども、町内にするか、県内にするかということでございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今、何とも言えないでしょうから、その辺は。私はこれ、3回目ぐらいです、この話をするのは。それで、いつも言うんですけれども、公明正大にやってくださいと、そういうことなんです。2社3社、仮にそういう応募者が出たということも、公明正大にやっていただきたいと。そうすれば、皆さんが納得するだろうと。誰もがあの場所で、訪れる松島の観光客の皆さん、地元の皆さんも、あれだけの景色を見ながらコーヒー飲んだり食事をするのは楽しみだと思うので、その辺はひとつよろしく。

そして、避難施設というようなことでありますので、その辺のやっぱりこれを受ける人、これだけの大きい建物ですから、やっぱりその方にも優しくやっていただきたいなど。優しくということは、負担軽減です。普通、このぐらいの建物で借りるとなったら、とんでもない金額でしょう、普通は。そういうことも、当然、だから指定管理者とかそういうことも含めていくわけですから、どうぞ運営する方に対してもやっぱり優しさを持って考えていっていただきたい、このように思いますので、町長いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 当然、公明正大にやるべきですよ。ほかの例でもそういうふうにやっておりますので、公明正大にやっていきたいと。

それとあと、後のほうの、「ここに入る人にも優しく」ということですが、これはこういった施設を我々が持って維持管理していく中で、コスト割れしている中で維持管理費ばかりが膨らむというのは、先ほどちょっと別な議員さんからも出ましたが望ましいことではないので、その辺はバランスをとりながら、営業が成り立たなければそこで出ていってしまっ、かえってコストがかかっちゃうわけですから、そのところのバランスを見ながらといいますか、極力うまくいくような形で、そういった条件なりなんなりも決めていきたいなというふうに思っています。

プラスこの施設は、震災の避難施設、それから地域活動のための施設ということで位置づけられております。それで国からもお金をもらっております。前のパノラマハウスは、あれはそういったものではなくて、あそこで営業することが目的でしたから、それだけでやっていたわけですがけれども、できれば今言ったようないろんな要素を含めながら活動できるような、そういった場所、そういった条件をつけてやっていただければというふうに思いますので、その辺も考えながらできるだけ早く、かつ抜かりがあってはかえってまずいことになりますので、その辺もバランスをとりながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第64号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第65号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第65号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第65号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第66号 平成26年度松島町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第66号平成26年度松島町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 補正予算について何点か質問させていただきます。提案理由書の中にこういうふうに書かれておりますので、主にその内容のことについて質問させていただきたいと思います。

まず、7ページの放射光企画費です。この協議会が発足しまして、予算が100万円計上された。そういう中で、今度は佐用町に皆さんで視察に行くと。そういう中で、たしか100万円の視察費、研修費ですか、事業費というんですか、今回たしか15名、協議会のメンバー、その方たちの全員が仮に行くということに、仮になると。そのほかに今回は、今度は中学生。この中に松島の将来の放射光の施設を、こういったものが日本の科学技術だよということの研修の1つとして見せようということなんですね。まず、これは何名行くということになる

わけですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 担当から答弁させます。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 人数ですが、中学生生徒5人、あと随行教師1人分、合計で6名分を計上させていただいております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） いいことだと思うんです。ということで、その5名、先生除いて5名をどのような選考方法、どうやってこの5名が選ばれるのかということなんです。ただ行きたいから行くということでもいいんだと思うんですけれども、私はもう一步踏み込んで、やっぱりこういうものに興味のある生徒、そういう者にぜひ行ってほしいということを私は思うんです。そういう中で、どのような選考を考えていらっしゃるんですか。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） この件に関しましては、協議会の理事もお願いしております。松島中学校の校長先生、佐藤校長先生のほうとも事前相談をさせていただいておりました。まず、子供たち、生徒の選任に関しては中学校のほうに一任したいということでお願いしております。ただ、参加した生徒さんたちに、夏休み明けに、全校生徒の前で研究発表会または報告会という形で開催していただくということも想定した打ち合わせをさせていただいております。新しい知識に好奇心旺盛な中学生を介して、父兄から町民全体へ放射光の正しい理解と関心が広げられるような、効果的な取り組みになることをイメージして進めていきたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） それはいいことですね。まずそれで、行く前にやはり、協議会の人たちは何回か放射光についてはいろんな勉強会か何かされていると思うんです。まず、中学校、報告会はよろしいと思うんです、全校生徒。その前にやっぱり、放射光とはどういうものかということの基礎知識的な勉強会を、これは当然すべきだと思うんです。でないと、私たちも最初に行って、あつけにとられたあの建物。すごいと。私個人だけがそう思ったのかもしれませんけれども、やっぱり中学生にもそういう予備知識があるのかないのかで全く違いますので、その辺のことをぜひ検討していただきたいと思いますが、取り組み姿勢ありますか。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 事前の説明をぜひさせていただきたいと思っておりました。行く前に、1泊2日の行程で予定したいと思っておりますので、当然大事なお子さんを預かって行くわけですから、事前に関係する方々への説明、そして放射光の予備知識を持ってもらう機会というのは、事前につくっていきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） よろしくどうぞ、その辺。放射光、せっかく行きますから、有意義に勉強していただければいいと思います。

その次に、今度は子育て支援事業ということでありまして、この分野につきましては、当初予算が664万3,000円ということで計上されておりましたね。今度はその中で委託費として子育て支援事業計画策定事業240万円今回計上された。今回でなくて、まあそれは。

それで、今回の子育て支援で遊具、それから購入するための経費を補正されたわけですが、その備品購入費として191万3,000円、こういうものは予算がついたから入ったんだと思いますけれども、最初からこういうものは予定されていなかったのでしょうか、当初予算に。そういうことなんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 今回、この子育て支援事業用備品ということで191万3,000円計上させていただいております。これにつきましては、当初予算では、そこではまだ明らかにされておりませんでした。宮城県地域少子化対策強化交付金ということで、これの通知がまいりましたのが国のほうから3月10日が日付となって、こちらに来たのは十二、三日ごろなんです。3月の補正にはちょっと間に合わなかったということで、今回そこで3月末までに国に申請してくださいという内容の流れでございます。今回、その申請の内容が通りましたので、今回6月の補正というふうな形になります。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 最初から遊具が足りなかったから、今回この補正ということに考えたのかなと思いますけれども、今までの遊具が古くなったのか、子育て支援に行く子供たちが多くなったのか、どちらなんですか。なんでこういう遊具を191万円、その理由です。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 現在、この子育て支援につきましては、あちらの福祉センターどんぐりのほうでその一角を使いまして、前からある遊具を使用させていただいて、それで

今子供たちの遊びとかそういったものをしてやっておりました。

今回、この国のほうの制度を活用いたしまして、その中で使う遊具、部屋の中で使う遊具をちょっと新しいもので、ちょっと古いものはこれまで使っていたものですから、それをちょっと更新したいというふうな思いがありまして、今回計上させていただいております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 古くなったと。利用者が多くなったからとか、そういうことではないんですね。古くなったのを更新するというので、今回そのようなということで。わかりました。

それから、支援ガイドブック作成というのがありますね。これは既製品というんですか、国・県からの、できたガイドブック。松島町単独ではできないかなと思うんですけども、できたらすごいんですけども。どっちなんですか。松島町でつくったやつですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） これは、松島独自のガイドブックになりまして、子育てに関する部分の全ての項目を網羅したいと。そして、いろんな給付関係もあります。児童手当とか児童扶養手当とか、そういったものも全般にこれにまとめさせていただきまして、全家庭にこれは配っていきたいというふうに考えを持っております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。松島町独自のものだというようなことで、全家庭だということ、非常にありがたいなというようなことでございます。わかりました、この辺は。

それから次、13ページの林業振興費です。今回補正で、緊急雇用創出事業で松島町内の山林などの整備を実施するための経費を補正すると、こうなっております。今までもこの緊急雇用で、里山とかタケノコとか、いろんな補助事業がございました。今回もまた、されたわけですが、今度は山林などの整備と、昔は里山とありましたけれども、どういった事業の内容か。山林整備だけではなかなかわからない。どういった整備なんですか。

○議長（櫻井公一君） 伊藤参事兼産業振興班長。

○参事兼産業振興班長（伊藤政宏君） 今回の緊急雇用整備事業につきましては、今まで実施してまいりました竹林整備、それに山林整備ということで山林の間伐とか除草作業、そういったものを実施するものでございます。竹林整備につきましては約8ヘクタール、山林整備につきましては5から7ヘクタールということで考えております。山林整備につきましては、町内の山林の所有者の方に間伐等の希望を募りまして実施する予定でございます。以上でご

ざいます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） タケノコ、竹林というようなことで、この間私たちは高砂のたなばたけに行きました。6次産業化のことで。そういう中で、農協のあそこの係の人が「松島のタケノコは非常に評判いいよ」と、加工品として。それで、今までタケノコの補助金がありまして、ことしから予算が入らなくなったのですけれども、せっかくここまでほかの人が認めてくれる商品づくり、今回残念だなという思いの中で、そうしたら今回、今伊藤班長が言うようにタケノコの竹林のほうも整備だと。非常に明るい材料だなと思うんです。こういう中で、やはり竹林の整備ばかりじゃなくて、この辺のタケノコの加工のほうも、これはできるかできないかわからないのですけれども、やっぱり竹山がきれいになれば、タケノコもいいタケノコができてくると。素人考えで申しわけないのですけれども。

そういう中で、やっぱりせっかく認めていただいたこのタケノコ事業、これを松島のこれからの6次産業化の1つの目玉として考えていただければ非常にありがたいと思っております。そういう中で、どうなのでしょう。今後この補助事業を毎年、3年ぐらいでこの事業は終わるのですけれども、今回もそういうことで3年ぐらいの交付だよというようなことが内示されたのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 伊藤参事兼産業振興班長。

○参事兼産業振興班長（伊藤政宏君） 今回の事業につきましては、26年度、それから27年度まで採択される予定でございます。じゃあ、それ以降はどうなんだということになるかと思いますが、緊急雇用事業につきましては、これまでも最大2年間という期間でございました。松島町以外にも利府さんとか、あと七ヶ浜さん、近隣の市町村でも緊急雇用事業、農業振興だったりをやっておりますので、ほかの市町村と連携、タッグを組み合わせながら、緊急雇用事業にかわる補助メニューを、今の段階から県のほうに探してもらいたいということで要望をする予定でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そうですね。やはり山里が乱れたのでは、海も何も皆影響があるというようなことでありますので、その辺のほかの補助、その道を探っていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、次の土木費、震災対策復興。今回このように5,000平米、3階建て以上の建物に5,000万円だと、これはわかりました。何回も出ていますから。

私はそこで、今回は大規模な耐震の補助金なんですけれども、松島は対象がこれ1件だと。松島はそういう5,000平米以上のものもありますけれども、それ以下のそういう建物もあるんですね。そのような補助事業というものは、どうなのでしょう。あると思うんですけれども、今後検討していくというようなことがありますでしょうか。やっぱり、松島はホテル関係だといいますと、中規模ホテルですよ。やっぱり大規模と違って資本力も、失礼ながらちょっと弱いというようなことがありますので、中規模がちょっと古い建物が幾らかありますので、その辺の補助の道ということはないのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今回は法律によりまして、5,000平米以上のホテルということでございます。それ以外については対象にならないということがございまして、補助の道は今のところございません。

ちなみに、ホテルといたしましては、今現在県から一応資料をいただいておりますけれども、5,000平米未満ということであるのであれば、3件が一応該当するという形でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今、「補助の道はない」とすばっとやられたので、それから何もないわけでありましてけれども、何かあればいいかと、こういう思いの中で何とか、もしあれば頑張っって補助の道を探していただければと。（「あればでなくて、つくらないのかと」の声あり）つくらないのか。そうですね、つくってほしいですね。そういうものをお願いしながらつくってほしいと。よろしくお願い申し上げます。

それから、幼稚園なんですけれども、今回金曜日の説明におきましても櫻井課長から、「資材高騰、労務賃が高くなった、消費税8%だ」という説明を受けました。それで今回、1億6千何百万円の建物に対して、2,500万円ですよ。15%ぐらいですかね、補正が。消費税が3%上がる、それはわかると。そのほかに労務賃金が上がったり、資材が上がると。そのぐらい上がるのかなと思いますけれども、私はこういうものは織り込み済みじゃないかなと思うんですよ、こういうものは。その入札時点で8%にならなかったから、これはしようがないと思います。しかし、労務賃金とか建設資材というのは、ずうっと言われていることですよ。国の労務単価、それに合わせて査定していると思うんですけれども、ここに来てまた2,500万円の補正をかけるということは、これはちょっと私はどうなのかなと、このように思っって私はこうして質問するんですけれども、当時は当時だし、その後はその後ですと、こう言われればそうかもしれないけれども、どのような積算の根拠を持って当初は組んだのでし

ようか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 幼稚園の工事関係ですけれども、当初予算で計上している金額につきましては、純粋に工事費だけでは1億5,900万円で予算計上しておりました。それで、今回の工事の予算編成につきましては、前に説明したのですけれども、建設物価調査会というところを出している建設物価です。これの大幅な改定が2月1日付でありました。これをもとにして設計内容も精査し、多少足りない部分について工期の短縮を図るということで、一番はやはり人件費なんです。この第五幼稚園も木造建築を予定しておりますので、大工さん等その他左官、それからタイル、その他の皆さん方の人件費をどうやって抑えようかということで、いろんな工法を用いて予算に臨みました。そして、その中で長期総合計画の事業費内とにかくおさまるような形で事前から議会にも説明はしてきているので、ですからその中で何とか持っていこうかなということで、そのような検討をしてやってきたんですけれども、今回4月1日で本来は年に1回大幅に見直しするんですけれども、今回4月1日にもまた大幅な見直しがあったということで、早速再積算をしました。それで、議員がご指摘の「それほど上がるのか」ということだと思えるんですけれども、建築部材の単価につきましても、型枠工事の部材、それから当然木工も上がりますけれども金属、そういったものがもう2割から約3割近いものの中にはあるということ。それからあと、労務単価なんですけれども、当然先ほど言いました型枠や左官や配管やタイルやサッシや内装工産、こういったものが軒並み4月にさらにまた上がったということで、これは適正な形での入札執行に付すには大変望ましくないということで、今回補正予算を組ませていただきました。

この議会がもし承認いただけますれば、早速公募してやりたいと思っていますので、何とぞご理解をいただければなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 話は聞いていますよ、何回もね。いろんところでいろんな話を聞いています。それで今回、2,500万円。もう、幼稚園を早急に欲しいわけです。当然わかりますから。

ただ心配するのは、今後工事が復興工事のもとでいっぱい仕事が入るわけですよ。そういう中で、当初落札しました、入札終わりましたと。また補正ですよ。そういうことが多々あったのでは私は困るなど。そういう意味の中で私は質問しているんですよ。そういう中で、上昇するということはわかっています。どうか皆さん、積算厳しいと思うんです。国からの

ことがありますので。やっぱりその限度。一発では難しいかもしれないですけども、2回ぐらいでは入札できるように、そして一日も早く着工できるように、そういうことを念じざるを得ないんです。そういうことで、本当に厳しい予算の中でやるわけですけども、どうか本当になるべく補正を組まないような、早く仕事ができるような、そのような手だてを講じてほしいと思いますけれども、その辺最終聞いて終わりたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） おっしゃるように議員も今の状況については、もうよくよくのご存じかなというふうに思っております。

それで、先ほど担当のほうで説明しましたけれども、これはちょっと想定よりもすごく短い期間でその物価版の変更とかがあったものですから、今回こういった事情になりましたけれども、できるだけ補正で長引かせるというようなことはなしにしていきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） それでは、ほかに質疑を受けます。質疑なしでよろしいですか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第66号平成26年度松島町一般会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第67号 平成26年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第15、議案第67号平成26年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第67号平成26年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。
-

日程第16 議案第68号 平成26年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

- 議長（櫻井公一君） 日程第16、議案第68号平成26年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第68号平成26年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。
-

日程第17 議案第69号 平成26年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）について

- 議長（櫻井公一君） 日程第17、議案第69号平成26年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第69号平成26年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第70号 平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第18、議案第70号平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第70号平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第71号 平成26年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第19、議案第71号平成26年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第71号平成26年度松島町水道事業会計補正

予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会とします。

再開は6月17日午前10時です。

ご苦労さまでした。

午後2時51分 延 会